

久御山町災害廃棄物処理計画

令和4年3月



久御山町

目 次

第 1 章 総則

第 1 節 災害廃棄物処理計画の概要	1
1 計画策定の目的	
2 計画の位置付け	
3 計画の見直し	
第 2 節 基本的事項	3
1 基本方針	
2 処理主体	
3 対象とする災害	
4 対象とする災害廃棄物の種類と特徴	
5 災害廃棄物発生量の推計	
6 仮置場	
7 一般廃棄物処理施設等の状況	

第 2 章 組織及び協力支援体制

第 1 節 体制と業務概要	16
1 組織体制	
2 各主体の業務分担	
3 情報収集及び連絡体制	
第 2 節 協力・支援体制	25
1 自衛隊・警察・消防との連携	
2 府・国の支援	
3 他自治体の支援	
4 民間業者等との連携	
5 災害ボランティアとの連携	
6 協定等を活用した受援内容の整理	
第 3 節 広報と情報発信	28
1 啓発・広報に関する留意事項	
2 啓発・広報する項目	
3 啓発・広報の手段	

第3章 災害廃棄物処理

第1節 処理体制の構築等	30
第2節 生活ごみ（避難所ごみ）の収集、処理・処分	33
第3節 し尿処理	34
1 収集運搬処理	
2 仮設トイレの設置・管理	
第4節 災害廃棄物処理	36
1 災害廃棄物処理実行計画	
2 処理可能量	
3 収集運搬	
4 災害廃棄物の処理方針	
5 有害廃棄物・処理困難物等	

第4章 その他

第1節 環境対策、モニタリング	42
第2節 道路啓開	43
第3節 損壊家屋等の解体・撤去	43
第4節 国庫補助金	44
第5節 仮設処理施設	45
第6節 思い出の品等	45
第7節 研修・訓練等	46

第1章 総則

第1節 災害廃棄物処理計画の概要

1 計画策定の目的

日本は、その位置や地形、地質、気象条件などにより、地震や台風、大雨などの自然災害が発生しやすく、世界有数の災害大国といわれている。

近年、全国各地で大規模な災害が発生し、大量に発生する災害廃棄物の処理は各自治体が抱える大きな課題となっている。

国では、これらの災害対応から得られた経験や知見を踏まえ、平成26年3月に「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月改定）を策定し、これにより地方自治体における災害廃棄物処理計画の策定の必要性が高まってきた。

また、京都府においては平成31年3月に「京都府災害廃棄物処理計画」を策定し、府内市町村の被災を想定した災害予防、応急対策、復旧・復興に必要となる事項等について基本方針を定めた。

これらの経過から、本町においてもSDGsの観点を踏まえ、地域の特性やこれまでの被災地での支援経験等に基づき、今後想定される災害について、災害廃棄物の発生量を推計し、組織体制や処理方法を定め、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理することにより、住民の生活環境の保全、公衆衛生の確保及び早期の復旧・復興を実現することを目的として「久御山町災害廃棄物処理計画」（以下、「本計画」という。）を策定するものである。

【本計画のSDGs】



災害廃棄物の処理に際しては、本計画で定めた基本方針に基づきSDGs（持続可能な開発目標）を見据えた持続可能な災害廃棄物処理を実施していく。

2 計画の位置付け

本計画は、環境省の定める災害廃棄物対策指針に基づき策定するものであり、京都府災害廃棄物処理計画及び久御山町地域防災計画と整合を図り、適正かつ円滑に災害廃棄物の処理を実施するための基本的事項や処理手順等を示したものである。

本町で災害が発生した際、災害廃棄物等の処理は、本計画で備えた内容を踏まえて進めるが、実際の被害状況等により柔軟に運用するものとする。

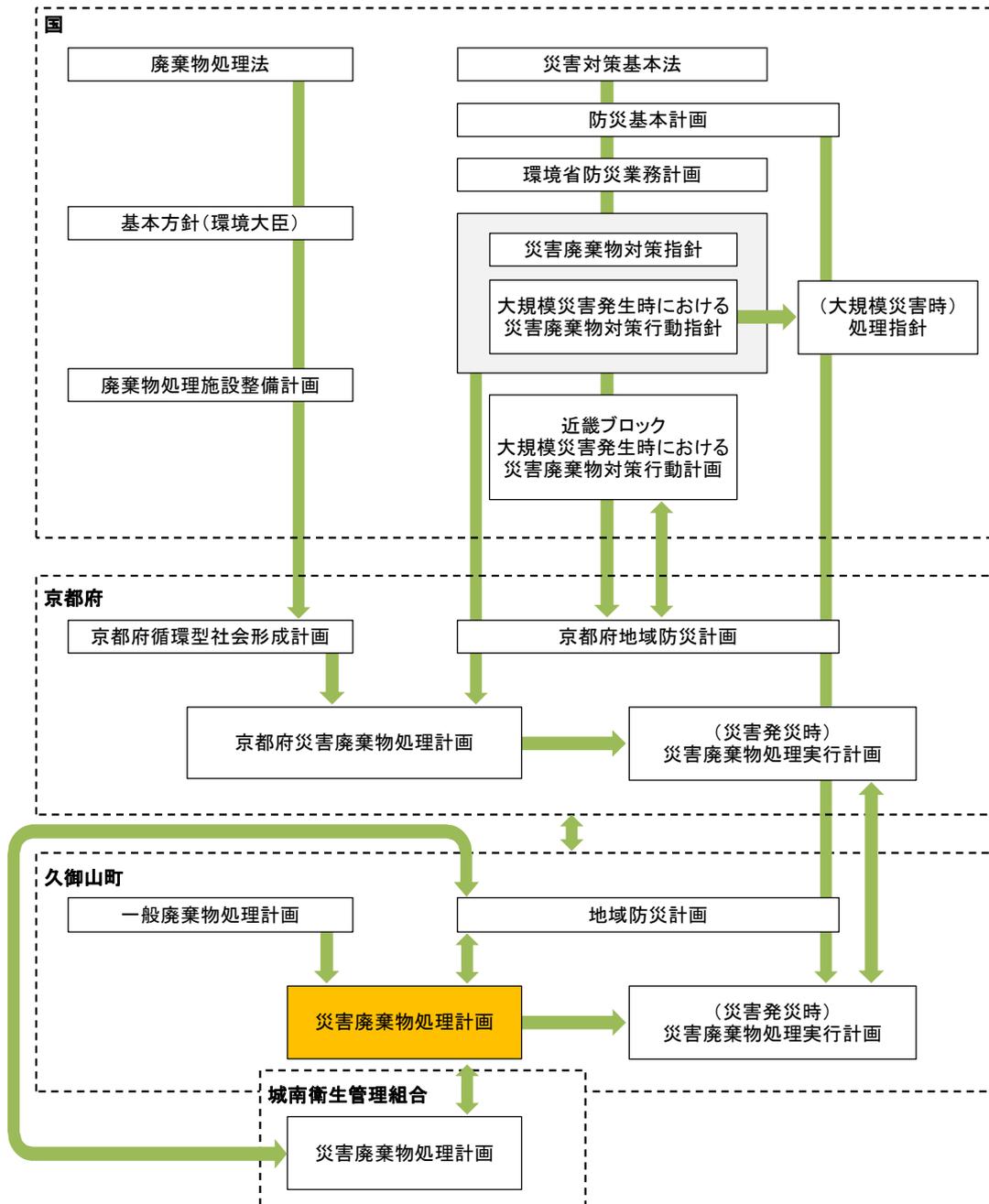


図 1-1 計画の位置付け

3 計画の見直し

本計画の実効性を高めるため、以下を踏まえて計画の内容を点検し、状況の変化に応じて適宜見直しを行うこととする。

- ・関係法令及び国や府の計画・指針の制定・改定
- ・府や本町の地域防災計画及び京都府地震被害想定等の改定
- ・一部事務組合や近隣市町の計画の策定・改定
- ・災害廃棄物処理に関する最新の知見や取組状況、訓練により得られた課題の把握

第2節 基本的事項

1 基本方針

本町の災害廃棄物処理に係る基本方針を次のとおりに定める。

(1) 計画的かつ迅速な処理

住民の健康の保護、環境衛生の確保を確実に図るとともに、迅速な復旧・復興に資するため、災害廃棄物の発生量や廃棄物処理施設の被害状況等を的確に把握し、国や府等とも連携の上、計画的かつ迅速に処理を行う。

(2) 環境に配慮した処理

廃棄物処理現場（建物の解体現場や仮置場等）においては、安全性を確保しつつ、大気質、騒音・振動、土壌、臭気、水質等、周辺生活への影響に十分配慮する。

(3) 再資源化の推進

災害廃棄物を再資源化することは、最終処分量を減少させ、その結果、最終処分場の延命化に繋がり、処理期間の短縮にも有効であることから、廃棄物の排出や損壊家屋等の撤去段階から分別を徹底するとともに、仮置場等における選別を実施する。

2 処理主体

(1) 本町の役割

災害廃棄物は、一般廃棄物と解され、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第4条第1項の規定により、市町村が第一義的に処理の責任を負うこととされていることから、本町が主体となって適正かつ迅速に処理を行う。

平常時に、本町及び城南衛生管理組合は、災害時の対応について協議し、連携体制を構築し、災害廃棄物処理に係る訓練等を通じて体制整備を図る。

(2) 城南衛生管理組合の役割

城南衛生管理組合（本町のほか、宇治市、城陽市、八幡市、宇治田原町及び井手町で構成する一部事務組合）の処理施設の余力の範囲において、本町で発生した災害廃棄物を適正かつ迅速に処理を実施することを基本とする。

また、地域における災害廃棄物の分別、収集運搬に係る助言等を行い、各構成市町と連携して災害廃棄物の処理を実施する。

(3) 府の役割

本町が被災した場合、京都府に災害廃棄物の処理に係る技術支援等を求めるものとする。なお、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14（事務の委託）の規定により、地方公共団体の事務の一部の管理及び執行を他の地方公共団体に委託することができることとされていることから、本町が地震等により甚大な被害を受け、自ら災害廃棄物の処理を行うことが困難な場合においては、京都府に事務委託を行うこととする。

(4) 事業者の役割

京都府と災害時における協定を締結している民間業者には、京都府の要請に応じ、速やかに支援するよう求めるほか、災害廃棄物の処理に関係する事業者に対し、災害時の適正で迅速な処理を要請する。

3 対象とする災害

本計画において対象とする災害は、久御山町域で発生する大規模な地震災害及び台風や集中豪雨等による風水害とし、最も被害が大きく、災害廃棄物量が最大と見込まれる「有馬-高槻断層帯地震」と「木津川の氾濫」を想定した災害廃棄物対策を主として示す。



平成 24 年京都府南部豪雨



(1) 地震災害

京都府地震被害想定調査によれば、本町において有馬-高槻断層を震源とする地震が発生した場合には、地震規模M7.2、最大震度7に達すると予想されている。

表 1-1 地震災害

地震	最大予想 震度	(推定) 建物被害 (棟)			
		全壊	半壊	焼失	合計
有馬-高槻断層帯地震	7	1,680	2,170	90	3,940

出典) 京都府地震被害想定調査結果 (平成 20 年、京都府)

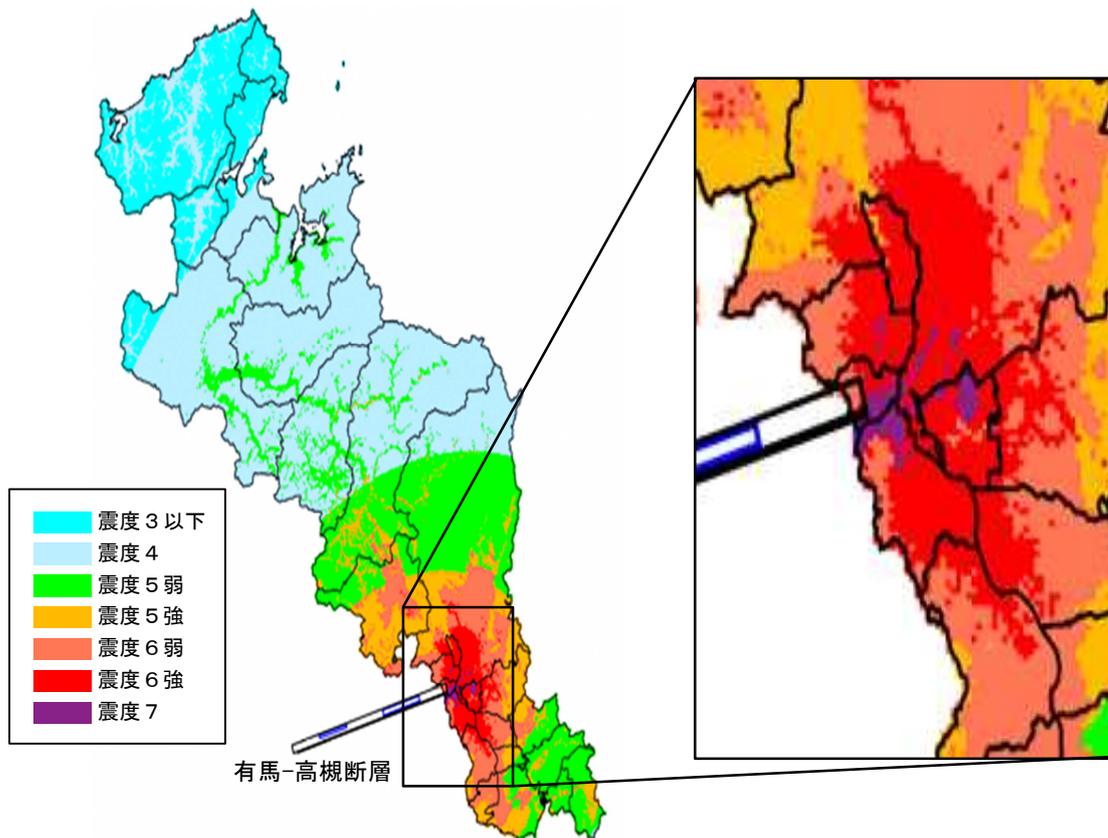


図 1-2 有馬-高槻断層 震度分布図

(2) 風水害

本町では旧来、宇治川の決壊により壊滅的な被害を受けており、地勢的にも宇治川と木津川に挟まれた山城盆地の低地にあることから、集中豪雨等による水害が懸念される。

表 1-2 風水害

風水害	(推定) 建物被害 (棟)				
	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水	合計
木津川の氾濫	8,298	1,486	-	164	9,948

出典) 京都市町村災害廃棄物処理計画策定支援事業(京都市公表の GIS データでは、半壊と床上浸水が区別できないため、安全面を見て半壊として集計している)

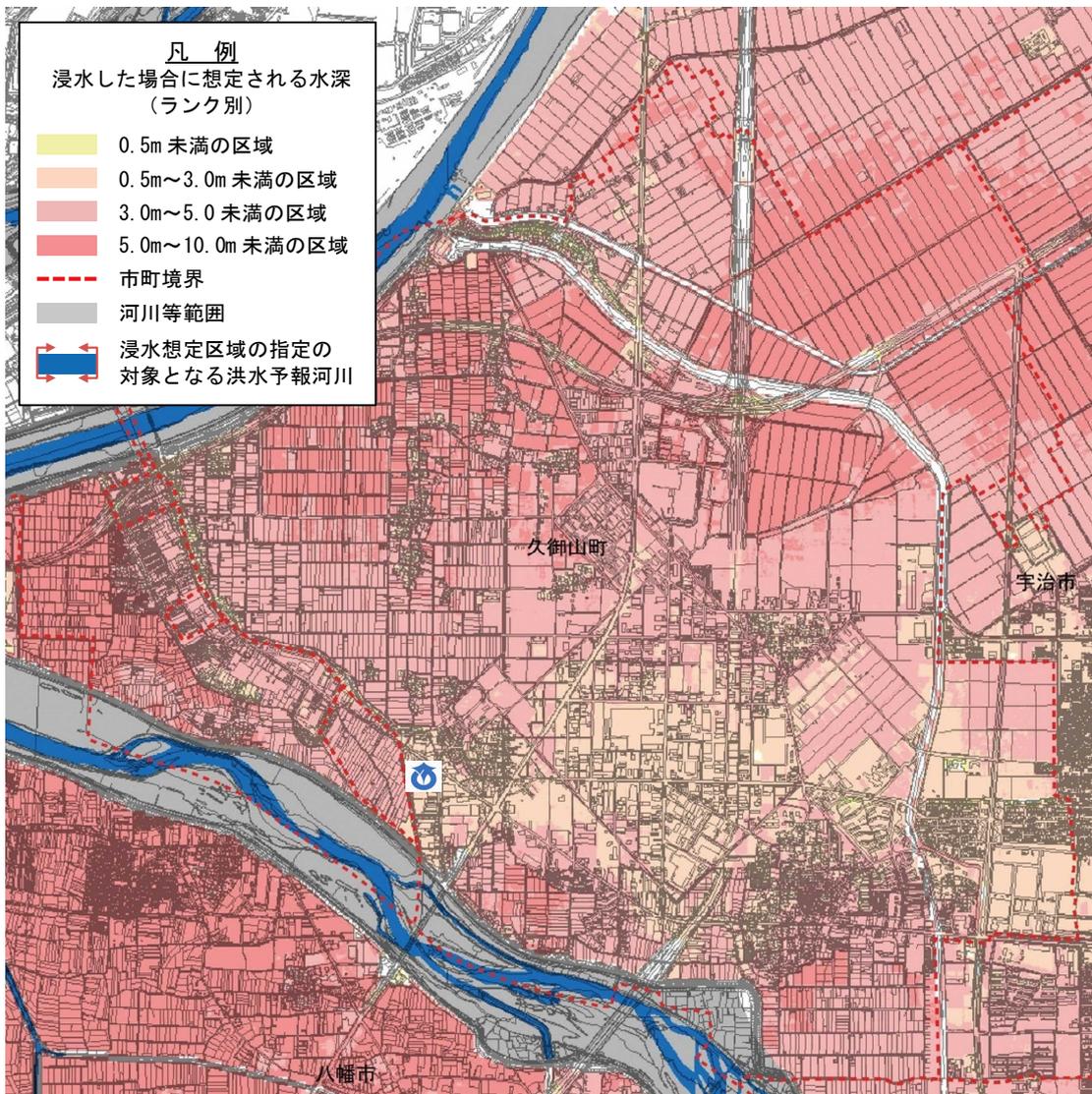


図 1-3 洪水浸水想定区域図 (想定最大規模: 木津川)

出典) 「淀川水系 淀川・宇治川・木津川・桂川 洪水浸水想定区域」(平成 29 年 6 月、近畿地方整備局)

4 対象とする災害廃棄物の種類と特徴

(1) 災害廃棄物の種類

本計画で対象とする災害廃棄物は、生活環境の保全上支障があり、処理することが特に必要と認められる廃棄物とし、表 1-3 に示す。

なお、道路や橋梁をはじめとする公共施設等から排出される廃棄物については、原則として管理者の責任において処理するため、本計画の対象としない。

表 1-3 対象とする災害廃棄物

種類	内訳	
地震、水害及びその他自然災害により発生する廃棄物	可燃物 / 可燃系混合物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した可燃系廃棄物
	木くず	柱、はり、壁材等の廃木材など
	畳・布団	被災家屋から排出される畳又は布団で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
	不燃物 / 不燃系混合物	分別することができない細かなコンクリート、木くず、プラスチック、ガラス、土砂等が混在し、概ね不燃系の廃棄物
	コンクリートがら / 瓦くず	コンクリートブロック、アスファルトくず、廃瓦など
	金属くず	鉄骨、鉄筋、アルミ材など
	廃家電（4品目）	被災家屋から排出される家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）で、災害により被害を受け使用できなくなったもの ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う
	小型家電	被災家屋から排出される小型家電等の家電4品目以外の家電製品で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
	廃自動車等	災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪車、原付自転車など ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う
	腐敗性廃棄物	被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場並びに飼肥料工場等から発生する原料及び製品など
有害物及び危険物	アスベスト含有廃棄物、PCB廃棄物、感染性廃棄物、化学物質、医薬品類、農薬類、有害物質（フロン類、CCA、テトラクロロエチレンなど）、スプレー缶、カセットボンベ、太陽光パネルなど	
その他適正処理困難物	ピアノ、消火器、バッテリー、石膏ボードなどの城南衛生管理組合施設では処理が困難なもの (レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む)	
被災者又は避難者の生活に伴い発生する廃棄物	生活ごみ	家庭から排出される生活ごみ (災害廃棄物ではないが、災害時に発生する廃棄物であることから記載)
	避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみ
	し尿	仮設トイレなどからのくみ取りし尿

(2) 災害廃棄物の特徴

地震災害と風水害により発生する災害廃棄物の特徴などを表 1-4 に示す。

災害の種類により、災害廃棄物の発生箇所、特徴及び組成は大きく異なることから、災害発生時には、被災状況を迅速に把握し、災害廃棄物処理の体制を整える。

表 1-4 災害廃棄物の特徴など

	地震被害	風水害
発生箇所	<ul style="list-style-type: none">・地盤や土地利用などの状況によって変化（耐震性の低い建物や液状化しやすい土地の建物が被災）	<ul style="list-style-type: none">・河川決壊は低地部に被害が集中
特徴	<ul style="list-style-type: none">・突発的かつ大量に発生・家財などと倒壊家屋解体廃棄物に分別・倒壊家屋解体には重機使用	<ul style="list-style-type: none">・夏～秋季を中心に発生（集中豪雨や台風時期）・腐敗、悪臭及び汚水を発生・浄化槽が浸水するとブローアの故障などで浄化槽機能が損なわれる場合が多い
組成の違い	<ul style="list-style-type: none">・大型ごみが大量に発生・処理困難物などが発生・倒壊家屋解体は、大量のコンクリートがら、木くずが発生	<ul style="list-style-type: none">・木くずや大型ごみ（家具など）が大量に発生・水分を含んだ量や土砂付着家具などが大量に発生・大量の生木、流木が混入

5 災害廃棄物発生量の推計

災害廃棄物の発生量や既存施設での災害廃棄物の処理可能量をあらかじめ把握しておくことは、処理処分計画を作成するための基礎資料として重要となる。

本計画では、環境省が示す方式を採用することとし、被害想定建物被害棟数（全壊＋半壊）に、1棟あたりの発生原単位と種類別割合を掛け合わせて、可燃物・不燃物・コンクリートがら・金属くず・柱角材等の発生量を算出する。

なお、発生原単位や廃棄物の種類別割合は、東日本大震災における災害廃棄物処理の実績などにに基づき設定されている。

災害廃棄物発生量 (t)

= 建物被害棟数 (棟) × 発生原単位 (t/棟) × 種類別割合 (%)

(1) 地震災害

地震における災害廃棄物は、家屋が損壊し、木くず・コンクリートがら・鉄骨・壁材・瓦等の構造部材が多く排出される傾向にある。

表 1-5 地震被害による災害廃棄物の推計発生量

区分	被災戸数 (棟)	原単位 (t/棟)	災害廃棄物 発生量(千 t)
全壊	1,680	117	196.6
半壊	2,170	23	49.9
火災焼失	90	78	7.0
合計			253.5

種類	種別割合	災害廃棄物 発生量(千 t)
可燃物	16%	40.6
不燃物	30%	76.1
コンクリートがら	43%	109.0
金属	3%	7.6
柱角材	4%	10.1
その他	4%	10.1
合計		253.5

出典) 災害廃棄物対策指針資料編【技 14-2】災害廃棄物の発生量の推計方法(平成 31 年 4 月 環境省)

(2) 風水害

水害の災害廃棄物は、漂着した片付けごみ、流木等のほか、浸水により使用できなくなった家電製品や畳、家具等の粗大ごみが多く発生する。水分を含んでおり、腐敗しやすく、悪臭・汚水が発生することに留意が必要である。

表 1-6 風水害被害による災害廃棄物の推計発生量

区分	被災戸数 (棟)	原単位 (t/棟)	災害廃棄物 発生量(千 t)
全壊	8,298	117	970.9
半壊	1,486	23	34.2
床上浸水	0	4.60	0.0
床下浸水	164	0.62	0.1
合計			1,005.2

種類	種別割合	災害廃棄物 発生量(千 t)
可燃物	16%	160.8
不燃物	30%	301.6
コンクリートがら	43%	432.2
金属	3%	30.2
柱角材	4%	40.2
その他	4%	40.2
合計		1,005.2

出典) 災害廃棄物対策指針資料編【技 14-2】災害廃棄物の発生量の推計方法(平成 31 年 4 月 環境省)

(3) 片付けごみ

片付けごみとは、全壊・半壊を免れた家屋や浸水により被害を受けた家屋などから発生するもので、ガラス・陶器類、瓦、ブロック、畳、家電等を指す。

片付けごみの発生量は、前述の地震及び風水害による災害廃棄物発生量の内数として試算する。

ア 地震災害

地震による片付けごみ発生量(t) = 被災世帯数(世帯) × 発生原単位(t/世帯)

○発生原単位

片付けごみ発生想定	発生原単位
発生量が最小となる場合	0.5t/世帯
発生量が最大となる場合	4.6t/世帯

・環境省の方式に基づき4.6t/世帯とするが、H28年に発生した熊本地震による事例では、集合住宅の片付けごみの平均が約0.5t/世帯であったことから、上記の2ケースで検討

表 1-7 片付けごみ発生量（地震災害）

災害種別	避難者数 (人)	平均 世帯人員 (人/世帯)	片付けごみ 世帯数 (世帯)	片付けごみ (t)	
				最小の場合	最大の場合
有馬-高槻断層	7,050	2.24	3,147	1,574	14,476

* 避難者数は「京都府地震被害想定調査」（平成20年 京都府）による

* 平均世帯人員は「令和2年1月1日住民基本台帳人口」（令和2年 環境省）による

イ 風水害

風水害による片付けごみ発生量(t) = 被災棟数(棟) × 発生原単位(t/棟)

○発生原単位

被害想定	発生原単位
半壊	4.60t/棟
床上浸水	4.60t/棟
床下浸水	0.62t/棟

・全壊の建物は全量が解体による廃棄物として排出されるため、片付けごみは発生しないと想定

表 1-8 片付けごみ発生量（風水害）

災害種別	被災棟数 (棟)			片付けごみ (t)			
	半壊	床上浸水	床下浸水	半壊	床上浸水	床下浸水	計
木津川の氾濫	1,486	0	164	6,836	0	102	6,938

6 仮置場

(1) 仮置場の分類

本町で設置する仮置場の定義は、表 1-9 のとおりとする。

処理施設において、一度に処理ができない大量の災害廃棄物を生活圏から速やかに移動させ一時的に保管するための一次仮置場と、災害の規模が大きいために、処理施設での処理等が円滑に進むよう、災害廃棄物の機械選別や再資源化を行うための二次仮置場がある。

二次仮置場は、一次仮置場から搬出した災害廃棄物の保管・分別（一次仮置場より詳細な分別）や、仮設の破碎・選別機等を設置して運営するものとする。

また、状況により個人の生活環境・空間の確保・復旧のため、被災住民が被災家屋等から搬出した災害廃棄物を一時的に集積する場所として、臨時集積所（公園等）を自治会、地域ごとに設置することも検討しておく。

表 1-9 仮置場の定義

一次仮置場	災害廃棄物を一時的に集積し、分別・保管を行う場所
二次仮置場	一次仮置場から搬出した災害廃棄物を集積し、選別や仮設処理施設による中間処理を行う場所。一次仮置場で分別ができない場合等、災害の規模に応じて必要と認められる場合に設置する

(2) 必要面積の算出

仮置場の必要面積については、災害廃棄物対策指針に示された方式に基づき、推計発生量全てを一度に仮置場に搬入すると想定し、算出するものとする。

$$\text{面積} = \text{①集積量} \div \text{②見かけ比重} \div \text{③積み上げ高さ} \times (1 + \text{④作業スペース割合})$$

- ①集積量 : 災害廃棄物発生量－年間処理量
年間処理量＝災害廃棄物発生量÷処理期間（2.5年）
- ②見かけ比重 : 可燃物 0.4 (t/m³)、不燃物 1.1 (t/m³)
- ③積み上げ高さ : 5m
- ④作業スペース割合 : 1.0 (作業スペース割合 100%)

(地震災害)

表 1-10 仮置場必要面積の推計結果

想定災害	組成別の必要面積 (ha)						合計 (ha)
	可燃物	不燃物	コンクリート がら	金属	柱角材	その他	
有馬-高槻断層	2.4	1.7	2.4	0.2	0.6	0.2	7.5

(風水害)

想定災害	組成別の必要面積 (ha)						合計 (ha)
	可燃物	不燃物	コンクリート がら	金属	柱角材	その他	
木津川の氾濫	9.6	6.6	9.4	0.7	2.4	0.9	29.6

(3) 仮置場候補地の選定

災害廃棄物により生活環境に支障が生じないように、発災後は被害状況に合わせて災害廃棄物発生量を推計し、必要面積を算定した上で、速やかに仮置場を選定する。また、近年の災害は大規模・広域化していることから、可能な限り多くの仮置場を確保するように努める。

なお、仮置場は公有地（町有地等）から優先的に選定することとするが、公有地で不足する場合は、国や府、近隣自治体にも協力要請を実施するとともに、民有地の活用についても検討する。

表 1-11 仮置場選定に係る留意点

項目	留意事項
用地	<ul style="list-style-type: none">公園、グラウンド、公民館等の公有地（町有地・府有地・国有地）などを候補として選定する。未利用跡地等で長期間利用が見込まれない民有地（借り上げ）
期間	<ul style="list-style-type: none">過去の事例から設置期間が1年以上に及ぶと予想されることから、長期間使用できることが望ましい。
面積	<ul style="list-style-type: none">災害廃棄物の保管スペースや粗選別を行うための設備の設置、重機等による作業スペースを考慮し、可能な限り広い面積を確保する。
土地利用	<ul style="list-style-type: none">原状復旧の負担が大きくなるためや土壌汚染のおそれがあるため、校庭・農地はできるだけ避ける。応急仮設住宅、避難所、自衛隊の野営地に指定されている場所はできるだけ避ける。
土地基盤	<ul style="list-style-type: none">土壌汚染防止等のため舗装されている方が良い。二次災害のおそれがある河川敷はできるだけ避ける。
インフラ（設備）	<ul style="list-style-type: none">必要な消火用水、仮設処理施設等の水源、電源が確保できることが望ましい。
周辺環境	<ul style="list-style-type: none">住宅密集地でないことや学校、病院、福祉施設に隣接していない方が良い。地域の基幹産業への影響が大きい場所は避ける。
道路状況	<ul style="list-style-type: none">災害廃棄物の搬入出による交通渋滞が予想されるため、交通量の少ない場所を選定する。
搬入出ルート	<ul style="list-style-type: none">効果的な搬入出ルートの確保や大型車両が通行できるよう、十分な幅員の出入口（4m以上）を確保する。

(4) 仮置場の運営・管理における実施事項及び留意点

仮置場の運営・管理における実施事項を表 1-12、留意点を表 1-13、一次仮置場の配置例を図 1-4 に示す。

表 1-12 仮置場の運営・管理における実施事項

項目	実施事項
仮置場の運営・管理	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理の作業効率向上や不法投棄防止を図るため、適正に搬入出を管理するとともに、処理量や分別状況を日々把握する。 ・人員の確保状況や災害廃棄物の発生量により対応できる分別の精度が異なってくるため、実際の処理に則した分別区分とする。 ・仮置場で作業を行う作業員の安全を確保するため、安全管理（安全、衛生面に配慮した服装、防塵マスク、ゴーグル、安全靴等）を適切に実施する。 ・災害廃棄物にはアスベスト、PCB 廃棄物等有害危険物が含まれているため、適切に分別管理する。 ・作業員の他、必要に応じて車両誘導員や夜間警備員を配置し、安全な荷積卸作業を実施するとともに、火災や崩落防止等のための適切な体制を整える。

表 1-13 仮置場の運営・管理における留意点

留意点	対策	備考
飛散防止策	<ul style="list-style-type: none"> ・散水の実施 ・仮置場周囲への飛散防止ネットや囲いの設置 ・フレコンバッグに保管 	<ul style="list-style-type: none"> ・風の強い場所に仮置場を設置する場合 ・飛散するおそれのある廃棄物
汚水の土壌浸透防止	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物を仮置きする前に仮舗装の実施や鉄板・シートの設置 ・排水溝及び排水処理設備等の設置を検討 ・仮置き前にシートの設置ができない場合は、汚水が少ない種類の廃棄物を仮置きするなど土壌汚染防止に努める 	<ul style="list-style-type: none"> ・汚水による公共の水域及び地下水の汚染、土壌汚染等の防止措置実施
発火・火災防止	<ul style="list-style-type: none"> ・畳や木くず、可燃混合物を固めて高い山にして、長期保管することは極力避けることとする ・特に混合物の山には、排熱及びガス検知を兼ねたパイプを通し、定期的にモニタリングを行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・散水により、微生物の活動が活発になり、発熱が進む可能性もあることに注意が必要

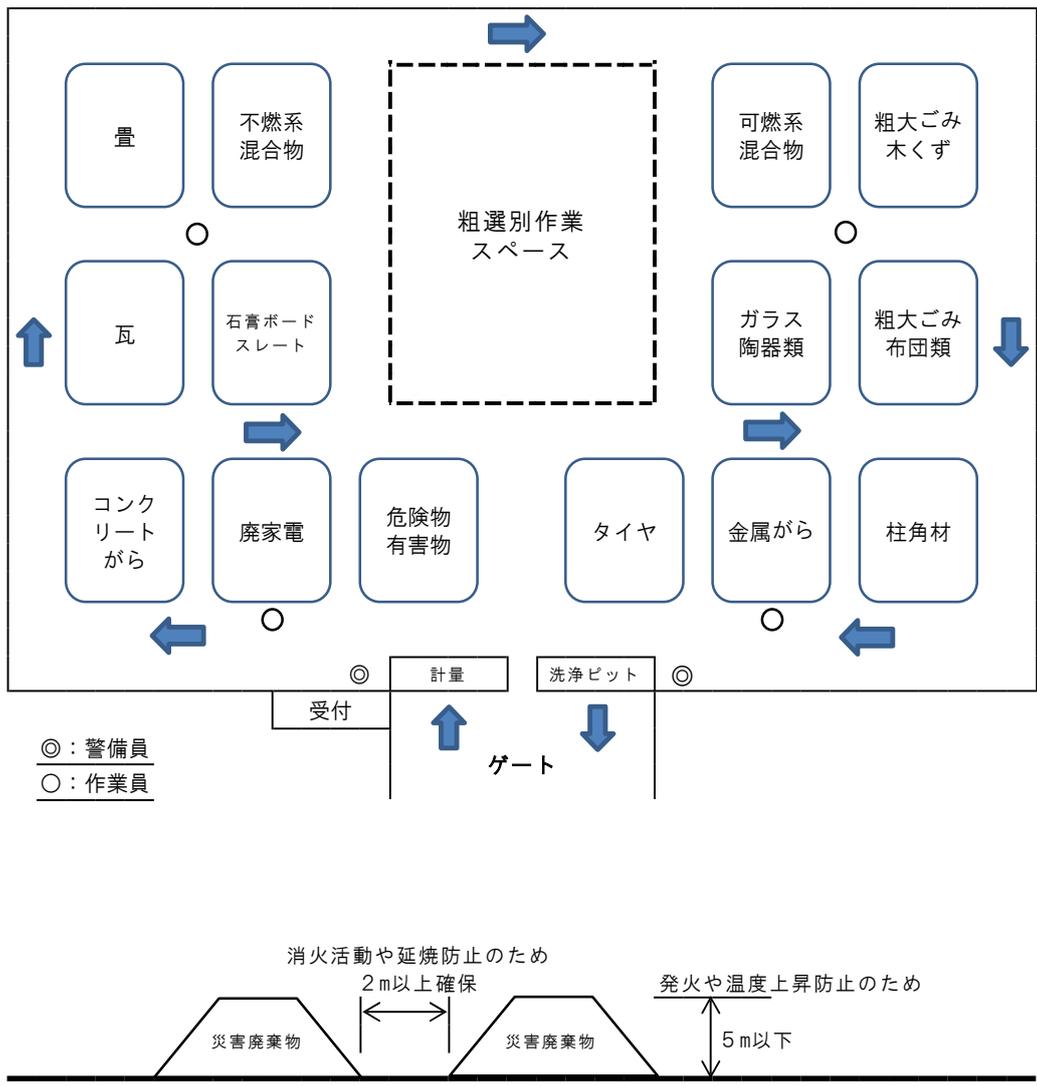


図 1-4 一次仮置場の配置例

7 一般廃棄物処理施設等の状況

本町の平常時の一般廃棄物は、城南衛生管理組合による共同処理を行っており、
 発災時においても適切な廃棄物処理に対応できる体制を整備する。

同組合が保有する一般廃棄物処理施設は、表 1-14 に示す。

表 1-14 城南衛生管理組合の保有する一般廃棄物処理施設一覧

一般廃棄物処理施設の種別		
施設名	所在地	処理能力
焼却施設		
クリーンパーク折居	611-0021 宇治市宇治折居 18 番地	115t /日
クリーン 2 1 長谷山	610-0111 城陽市富野長谷山 1-270	240t /日
破砕・資源化施設		
リサイクルセンター 長谷山	610-0111 城陽市富野長谷山 1-270	60 t /日 (破砕施設) 17t /日 (プラ資源化施設)
エコポート長谷山	〃	46 t /日 (資源化施設)
ごみ中継施設		
沢中継場	614-8511 八幡市八幡沢 1 番地	32 t /h
最終処分場		
グリーンヒル三郷山	613-0031 久御山町佐古梶石 1-3	埋立容量 200,000m ³
し尿処理施設 (下水道排水)		
クリーンピア沢	614-8511 八幡市八幡沢 1 番地	—

第2章 組織及び協力支援体制

第1節 体制と業務概要

1 組織体制

本町に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に設置する災害対策本部の組織体制は、地域防災計画に定めるとおりとする。

発災時には、特別に災害廃棄物処理を担当する組織（災害廃棄物処理プロジェクトチーム）を図2-1のとおり設置し、各業務が円滑に遂行できるよう、災害対策本部と随時調整を行う。

なお、被害状況や災害の規模に応じて、他部署や府、近隣市町等からの人的支援を受け、組織体制を再編して災害廃棄物の処理にあたることとする。

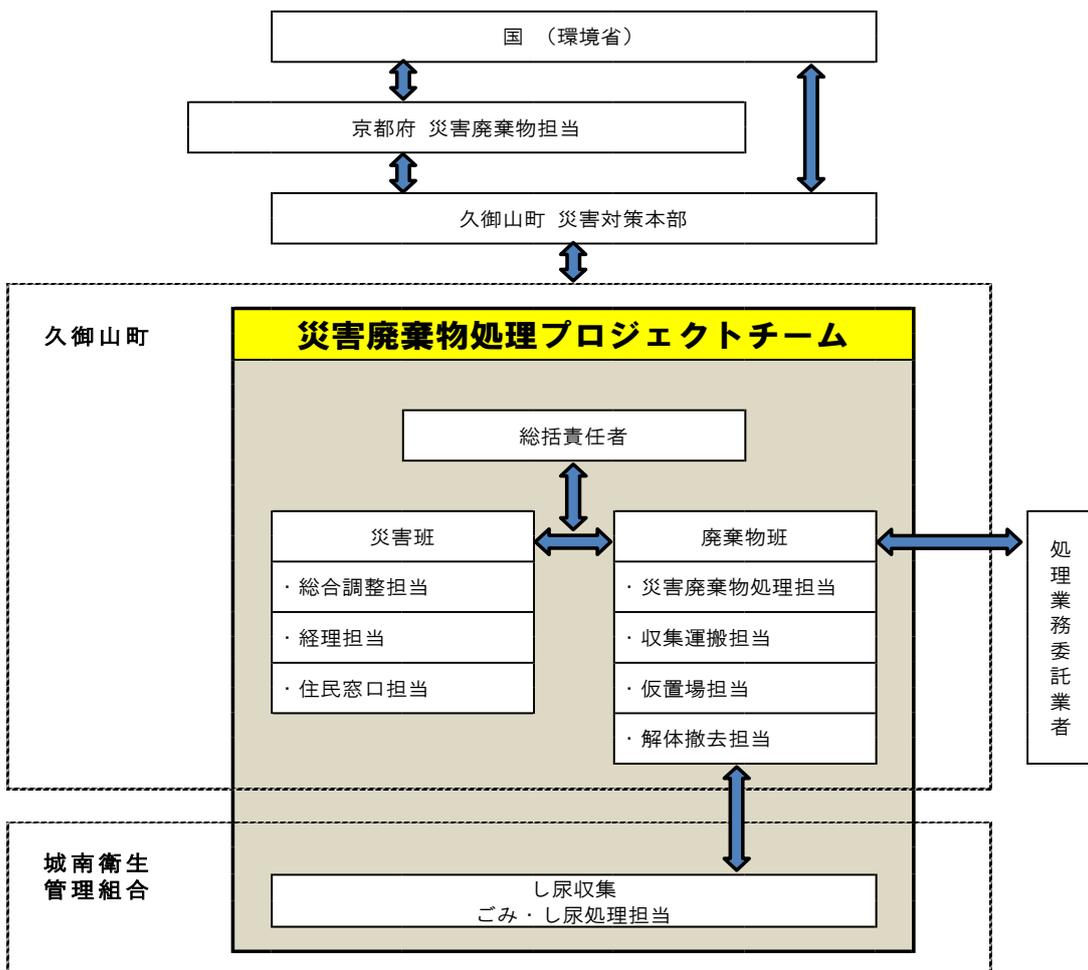


図 2-1 災害廃棄物処理対策組織の構成

表 2-1 災害廃棄物処理プロジェクトチーム各担当の主な業務

担当班		主な業務内容
総括責任者 (民生部長)		<ul style="list-style-type: none"> ○災害廃棄物の処理方針及び目標の設定 ○関係機関や各作業の状況に応じた意思決定 ○災害対策本部との連絡・調整
災害班 (総務課長)	総合調整担当 (総務課)	<ul style="list-style-type: none"> ○職員の参集状況の確認、人員の配置、労務管理 ○支援要請や受援体制の整備(対外対応) ○災害ボランティアの受入対応
	経理担当 (企画財政課)	<ul style="list-style-type: none"> ○必要な資金の調達、管理 ○業者選定(施設整備、資機材調達等)に係る契約事務 ○補助金申請の対応
	住民窓口担当 (企画財政課) (住民課)	<ul style="list-style-type: none"> ○住民広報(ごみ・し尿収集、仮置場)、啓発(分別区分) ○家屋解体の受付 ○問合せ対応
廃棄物班 (住民課長)	災害廃棄物処理担当 (住民課) (産業・環境政策課)	<ul style="list-style-type: none"> ○災害廃棄物(し尿)発生量の推計及び被害状況の把握 ○し尿収集及び仮設トイレの収集体制の確立 ○仮設トイレの設置、維持管理、撤去 ○災害廃棄物処理実行計画の策定
	収集運搬担当 (住民課)	<ul style="list-style-type: none"> ○災害廃棄物(ごみ)発生量の推計及び被害状況の把握 ○災害廃棄物及び生活ごみの収集業務管理 ○収集車両の確保、収集ルート検討 ○ごみ収集委託業者との連携、協力体制の構築
	仮置場担当 (住民課) (総務課)	<ul style="list-style-type: none"> ○仮置場の開設、運用、管理、現状の復旧 ○各委託業務の積算及び監督
	解体撤去担当 (建設課) (住民課)	<ul style="list-style-type: none"> ○がれき等の撤去 ○損壊家屋等の解体撤去 ○各委託業務の積算及び監督
し尿収集 ごみ・し尿処理担当 (城南衛生管理組合)		<ul style="list-style-type: none"> ○ごみ・し尿処理施設の被害状況の把握及び報告 ○し尿収集業務管理 ○ごみ・し尿の処理業務管理 ○し尿収集委託業者との連携、協力体制の構築

災害発生時の対応をできるだけ円滑に進めるため、「初動期」「応急対策期（前半）」「応急対策期（後半）」「復旧・復興期」の4つのフェーズに分け、災害廃棄物処理の業務イメージを時系列で図2-2に示す。

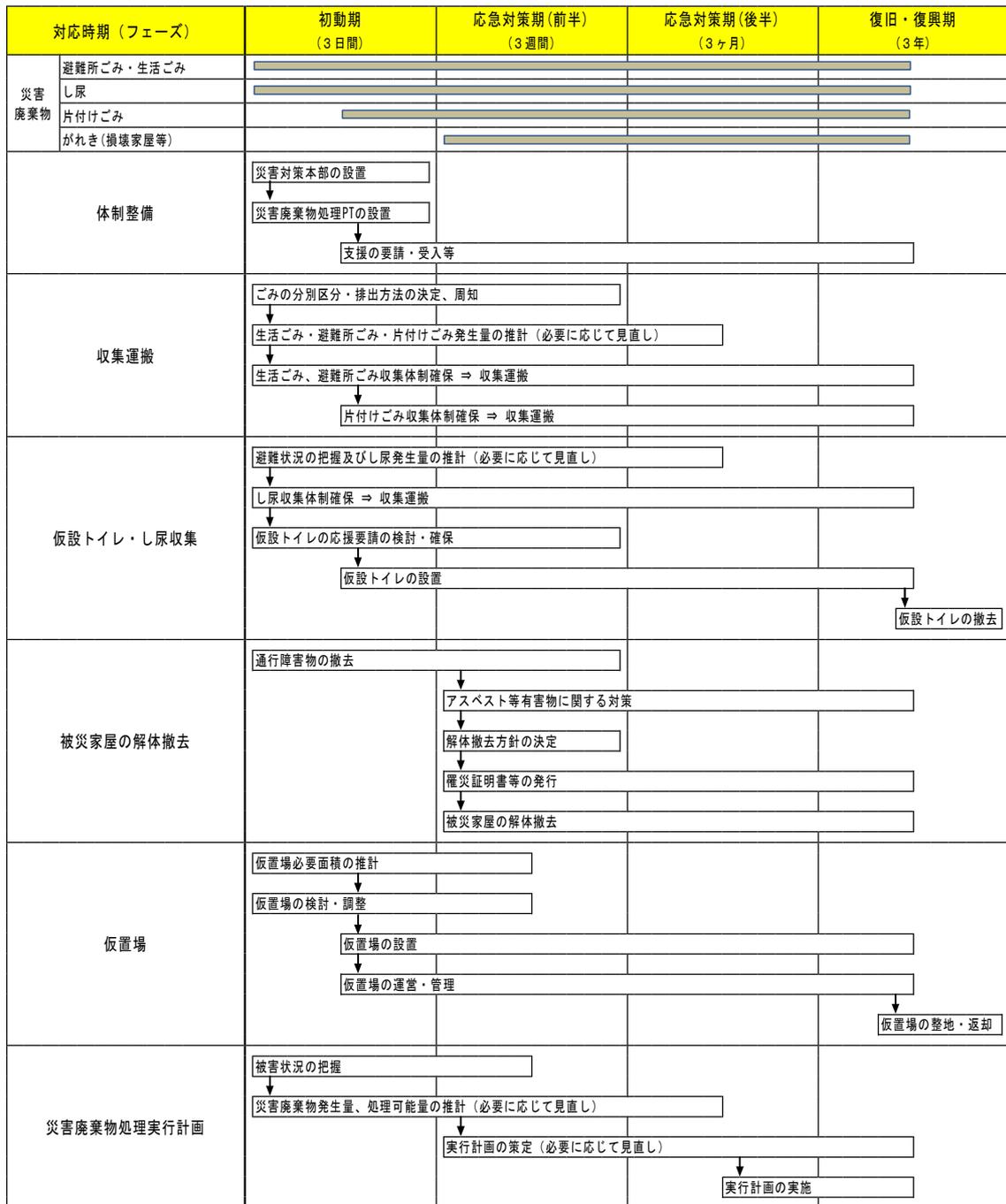


図 2-2 災害廃棄物処理の業務イメージ

2 各主体の業務分担

平常時（事前準備）、初動期（発災直後）、応急対策期及び復旧・復興期の各段階における国、京都府及び本町の業務分担は、表 2-2 及び表 2-3 で示す。

表 2-2 各主体の業務分担（平常時及び初動期）

主体	区分	平常時（事前準備）	初動期（発災直後）
町	組織体制	<ul style="list-style-type: none"> 組織体制の整備 関係機関との連絡体制の整備 支援協定の締結 	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物処理プロジェクトチームの設置 責任者の決定、指揮命令系統の確立 組織内部・外部との連絡手段の確保
	廃棄物処理	<ul style="list-style-type: none"> 仮設トイレの確保 仮置場候補地の選定 災害時の廃棄物処理方針の検討 災害対策経験者リストの作成 	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況把握、府への報告 民間業者等への協力・支援要請
	支援		<ul style="list-style-type: none"> 支援体制（組織・人員・機材等）を含む計画
府	組織体制	<ul style="list-style-type: none"> 組織体制の整備 関係機関との連絡体制の整備 支援協定の締結 	<ul style="list-style-type: none"> 災害に対応した組織体制の確立 被災市町村との連絡手段の確保 広域的な協力体制の確保、周辺市町村・関係省庁・民間業者との連絡調整
	廃棄物処理	<ul style="list-style-type: none"> 事務委託手続の検討 災害対策経験者リストの作成 	<ul style="list-style-type: none"> 被害情報の収集 被災市町村の支援ニーズの把握、国への報告 収集運搬、処理体制に関する支援・助言
	支援		<ul style="list-style-type: none"> 広域的な視点からの支援体制（組織・人員・機材等）の確保
国		<ul style="list-style-type: none"> 大規模災害時の財政支援の制度化 効果的な廃棄物処理制度の検討（府・市町村等からも国へ働きかけ。） 	<ul style="list-style-type: none"> 組織体制の整備 府からの情報確認、支援ニーズの把握 緊急派遣チームの現地派遣 災害廃棄物処理対策協議会の設置 広域的な協力体制の整備 国際機関との調整

表 2-3 各主体の業務分担（応急対策期及び復旧・復興期）

主体	区分	応急対策期	復旧・復興期
町	組織体制	<ul style="list-style-type: none"> 民間業者や府と連携した体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 組織体制や役割分担の見直し
	廃棄物処理	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物の仮置き 府・近隣市町村及び民間業者への支援要請 実行計画の策定 災害廃棄物処理の進捗状況 	<ul style="list-style-type: none"> 実行計画の実施 復旧復興計画と合わせた処理・再資源化 民間業者等への支援要請 災害廃棄物処理の進捗管理
	支援	<ul style="list-style-type: none"> 支援に必要な情報収集・支援の実施 災害対策経験者の派遣 	<ul style="list-style-type: none"> 支援に必要な情報収集・支援の実施 長期支援の実施検討
府	組織体制	<ul style="list-style-type: none"> 国や府内市町村、民間業者と連携した体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 組織体制や役割分担の見直し
	廃棄物処理	<ul style="list-style-type: none"> 被災市町村の情報収集・支援要請 実行計画の検討支援 実行計画の策定（事務委託を受けた場合） 災害廃棄物処理の進捗管理（同上） 	<ul style="list-style-type: none"> 被災市町村の情報収集・支援要請 実行計画の策定（事務委託を受けた場合） 府による災害廃棄物の処理（同上） 災害廃棄物処理の進捗管理（同上）
	支援	<ul style="list-style-type: none"> 支援に必要な情報収集、支援の実施 災害対策経験者の派遣 	<ul style="list-style-type: none"> 支援に必要な情報収集、支援の実施 長期支援の実施検討
国		<ul style="list-style-type: none"> 府からの情報確認、支援ニーズの把握 	<ul style="list-style-type: none"> 府からの情報確認、支援ニーズの把握

3 情報収集及び連絡体制

(1) 災害対策本部から収集する情報

災害廃棄物処理の基礎情報とするため、表 2-4 に示す情報を本町災害対策本部事務局等から収集し、災害廃棄物処理プロジェクトチーム内において情報共有するとともに、関係者に周知することとする。

また、これらの情報は、被災・被害状況が明らかになるにつれて、刻々と更新されるため、常に最新の情報を収集し、その発表日時を明確にするとともに、可能な限り得られた情報の正確性を裏付ける情報も併せて整理するものとする。

表 2-4 災害対策本部事務局等からの情報収集項目

区 分	情 報 収 集 項 目	目 的
避難所と避難者数の把握	・避難所名 ・各避難所の収容人数	トイレ必要数把握 (し尿処理関連)
建物の被害状況の把握	・建物の全壊及び半壊棟数 ・建物の焼失棟数	要処理廃棄物量及び種類等の把握
上下水道・道路の被災及び復旧状況の把握	・水道施設の被害状況 ・断水(水道被害)の状況と復旧の見直し ・下水処理施設の被災状況 ・主要な道路・橋梁の被害状況と復旧の見直し	インフラの状況把握

(2) 災害廃棄物処理プロジェクトチームにおいて行う情報収集及び連絡

災害廃棄物に関連して災害廃棄物処理プロジェクトチームが収集する情報を表 2-5 に示す。これらの情報は時間経過とともに正確さを増すことになるため、定期的な情報収集を図る。

表 2-5 災害廃棄物に関連して収集する情報例（災害時）

項目	内容	緊急時	復旧時
職員・施設被災	職員の参集状況	◎	
	廃棄物処理施設の被災状況	◎	
	廃棄物処理施設の復旧計画／復旧状況	○	◎
仮設トイレ	上下水道及び施設の被災状況	○	
	上下水道及び施設の復旧計画／復旧状況	○	◎
	仮設トイレの配置計画と設置状況	◎	
	仮設トイレの支援状況	◎	○
	仮設トイレの撤去計画・撤去状況		◎
	仮設トイレ設置に関する支援要請	◎	
し尿処理	被災状況から収集対象し尿の推計発生量	◎	
	し尿収集・処理に関する支援要請	◎	
	市町村等のし尿処理計画	○	○
	し尿収集・処理の進捗状況	○	○
	し尿処理の復旧計画・復旧状況		◎

生活ごみ処理	ごみの推計発生量	◎	○
	ごみ収集・処理に関する支援要請	◎	○
	市町村等のごみ処理計画	○	○
	ごみ収集・処理の進捗状況		◎
	ごみ処理の復旧計画・復旧状況		◎
災害廃棄物処理	家屋の倒壊及び焼失状況	◎	
	災害廃棄物の推計発生量及び必要処理量	◎	○
	災害廃棄物処理に関する支援要請	◎	○
	災害廃棄物処理実施計画	◎	○
	解体撤去申請の受付状況	○	◎
	解体業者への発注・解体作業の進捗状況	○	◎
	解体業者への支払業務の進捗状況	○	◎
	仮置場の配置・開設準備状況	◎	
	仮置場の運用計画	○	
	仮設焼却施設の整備・運用計画		◎
	再利用・再資源化／処理・処分計画	○	○
	再利用・再資源化／処理・処分の進捗状況		◎

◎ = 特に優先順位の高いもの

(3) 府と共有する情報

京都府との連絡手段を確保し、災害対策本部から収集した情報、被災地区からの情報及びごみ処理等の進捗状況について、表 2-6 のとおり順次報告することとする。また、災害等廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設の被害状況については、発災後定期的に【様式 1】により、京都府循環型社会推進課へ報告する。

表 2-6 京都府への報告事項

区 分	情 報 収 集 項 目	目 的
廃棄物処理施設の被災状況	<ul style="list-style-type: none"> 被災状況 復旧見通し 必要な支援 	処理体制の構築
仮置場整備状況	<ul style="list-style-type: none"> 仮置場の位置と規模 必要資材の調達状況 	
腐敗性廃棄物及び有害廃棄物の発生状況	<ul style="list-style-type: none"> 腐敗性廃棄物の種類と量及び処理状況 有害廃棄物の種類と量及び拡散状況 	生活環境の保全

(4) 近隣市町等と共有する情報

京都府との連絡手段の確保と同様に、近隣市町等との連絡手段を確保し、表 2-7 のとおり情報の共有に努めることとする。

表 2-7 災害廃棄物に関連して近隣市町等と共有すべき情報

項	目	内 容
オープンスペース	広域避難所、物資拠点、仮設住宅を含めた空き地	災害廃棄物の仮置場は、処理の進捗に応じ変化することから、オープンスペースに関する情報は随時更新することが望ましい
処理施設	焼却処理施設 し尿処理施設 最終処分場	処理施設の被害状況、アクセスの状況など施設機能に関する情報
資機材	収集運搬車両 重機 災害用トイレ	災害廃棄物の処理や災害時に有効な資機材である収集運搬車両、重機、仮設トイレ等に関する情報
その他		避難所情報、緊急輸送路・交通規制状況、インフラ復旧状況

(5) 関連機関等との連絡

災害廃棄物の処理を進めるうえで必要と思われる事項については、関連機関等と連絡を取り、情報交換及び対策に向けての調整を行うこととする。

国（環境省）、京都府並びに市町等関連機関の連絡先は、表 2-8 に示す。

表 2-8 国・京都府・市町等関連機関連絡先

団体名	担当課名	所在地	電話番号	FAX 番号
環境省	災害廃棄物対策室	100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎 5 号館	03- 3581-3351	03- 3593-8359
	廃棄物適正処理推進課	〃	03- 3581-3351	03- 3593-8263
	近畿地方環境事務所 資源循環課	530-0042 大阪市北区天満橋 1 丁目 8 番 75 号 桜ノ宮合同庁舎 4 階	06- 6881-6502	06- 6881-7700
京都府	循環型社会推進課	602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	075- 414-4730	075- 414-4710
	山城北保健所 環境課	611-0021 宇治市宇治若森 7-6	0774- 21-2913	0774- 21-2163
	山城北土木事務所 施設保全課	610-0331 京田辺市田辺明田 1	0774- 62-0714	0774- 62-1730
城南衛生管理組合	総務課 (人事庶務係)	614-8511 八幡市八幡沢 1 番地	075- 631-0772	075- 631-7296
	施設課 (企画調整係)	〃	075- 631-0835	075- 631-0885
	安全推進室	〃	075- 631-0825	075- 631-7296
京都府警察	宇治警察署	611-0021 宇治市宇治宇文字 2-12	0774- 21-0110	-
陸上自衛隊	大久保駐屯地	611-0031 宇治市広野町風呂垣外 1-1	0774- 44-0001	-
宇治市	ごみ減量推進課	611-8501 宇治市宇治琵琶 33	0774- 20-8762	0774- 21-0423
城陽市	環境課	610-0195 城陽市寺田東ノ口 16・17	0774- 53-1400	0774- 53-1402
八幡市	環境業務課	614-8501 八幡市八幡園内 75	075- 983-1114	075- 983-1603
宇治田原町	建設環境課	610-0289 宇治田原町大字立川小字坂口 18-1	0774- 88-6639	0774- 88-3231
井手町	産業環境課	610-0302 井手町大字井手小字南玉水 67	0774- 82-6168	0774- 82-5055

第2節 協力・支援体制

1 自衛隊・警察・消防との連携

発災直後においては、人命救助が最優先事項であり、迅速な人命救助やライフラインの復旧には自衛隊、警察、消防と連携して道路上の災害廃棄物を撤去する必要があるため、情報の一元化の観点から災害対策本部と調整した上で連携する。

2 府・国の支援

大規模災害が発生し、本町のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができず支援の必要が生じた場合は、災害廃棄物処理に必要な人員の派遣や機材の提供等を要請する。

(1) 府の支援

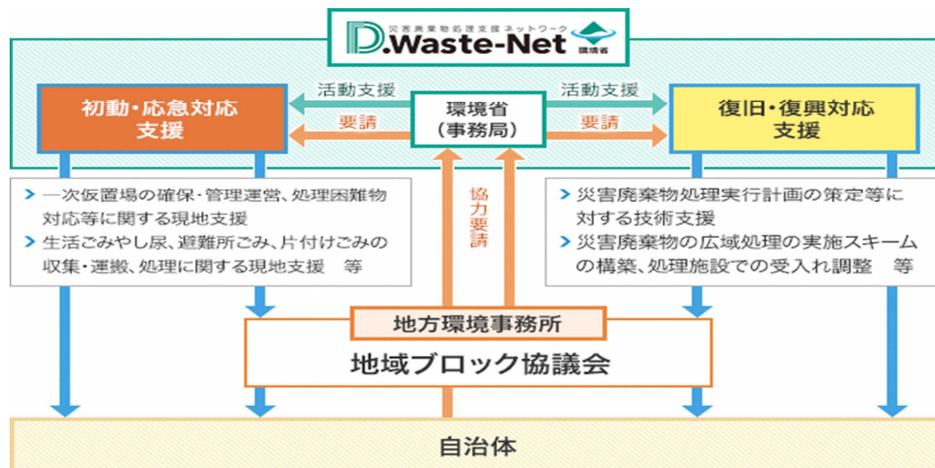
本町が府に対して応援要請をした場合、又は被災状況を鑑みて必要と判断された場合は、他の都道府県等と締結している応援協定に基づき府の支援を受けることとする。府が締結している応援協定は、表 2-9 で示す。

表 2-9 災害応援協定（京都府）

協定	締結先
近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定	福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、関西広域連合
全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	全国知事会

(2) 国の支援

災害廃棄物対策に係る知見・技術を有効に活用し、各地における災害対応力の向上につなげることを目的に、環境省が事務局となり運営している「D. Waste-NET（災害廃棄物処理支援ネットワーク）」を有効に活用する。



出典）「災害廃棄物対策情報サイト」（環境省ホームページ）

図 2-3 D. Waste-NET の災害時の支援の仕組み

3 他自治体の支援

本町では、他自治体等との間に災害時の相互応援協定を締結しており、受援・応援の両面を想定した協力体制を構築している。本町に被害が発生した場合には、被害状況に応じて、協定に基づき他自治体等に支援を要請するとともに、他自治体等に被害が発生した場合には、要請に応じて必要な支援を行う。

また、応援協定の締結にかかわらず、他自治体等において甚大な被害が発生した場合は、要請に応じて必要な人員・物資・資機材等の支援を行う。

他自治体等と締結している協定は表 2-10 に示す。

表 2-10 災害応援協定（久御山町）

協定	締結先	締結日
京都南部都市 災害時相互応援協定	宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、 京田辺市、宇治田原町、大山崎町、井手町	平成 22 年 4 月 1 日
災害時相互応援協定	岐阜県羽島郡岐南町	平成 26 年 5 月 16 日
災害時相互応援協定	埼玉県比企郡嵐山町	令和元年 11 月 4 日

4 民間業者等との連携

災害廃棄物は、被災家屋の柱角材や瓦、コンクリート片など、平常時に町で処理する一般廃棄物とは量、性状ともに異なることから、廃棄物処理業界（一般廃棄物及び産業廃棄物）や建設業界等、災害廃棄物処理に関わる民間事業者等との協力関係の構築を図ることが必要である。

そのため、発災時には民間事業者等の支援・協力を受け、迅速な処理を目指すとともに、平常時においても廃棄物処理に精通している各種団体等との災害支援協定の締結を検討していく。

本町及び京都府における民間事業者との災害支援協定の締結状況を以下に示す。

表 2-11 民間事業者との災害支援協定（久御山町）

協定	締結先	締結日
災害発生時における応急工事等の協力に関する協定	久御山町建設業協会	平成 23 年 7 月 7 日

表 2-12 民間事業者との災害支援協定（京都府）

協定	締結先	締結日
災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定	公益社団法人京都府産業資源循環協会	平成 17 年 12 月 19 日
災害時における応急対策業務に関する協定	一般社団法人京都府建物解体協会	平成 23 年 1 月 19 日
災害時における応急対策業務に関する協定	一般社団法人京都府解体工事業協会	平成 23 年 3 月 8 日

5 災害ボランティアとの連携

大規模災害時には、様々な分野において柔軟できめ細かい対応が可能な災害ボランティアによる支援が必要となるため、災害ボランティアが必要な際は、久御山町社会福祉協議会へ支援要請することとする。

(1) 災害ボランティアの要請

災害時における災害ボランティアに対する要請については、協力を求める作業内容、人数、活動場所、活動期間など必要事項を明示して要請する。

(2) 災害ボランティアに係る留意事項

災害ボランティアには、災害廃棄物の撤去、泥出し、被災家財出し、貴重品や思い出の品などの整理及び清掃などの作業を要請する。

発災時には、ボランティア活動においても混乱が予想されるため、社会福祉協議会等と密接な連絡調整を行い、安全で効果的なボランティア活動が行えるように作業内容の指示や連絡などに十分配慮する。

また、一般的なボランティアなどは廃棄物処理に不慣れであることから、災害廃棄物の分別方法や搬入出場所の案内、健康への配慮等に関する情報について、災害ボランティア向けのチラシ等を作成するなど効果的な周知・広報を行う。

表 2-13 災害ボランティアに関する協定（久御山町）

協定	締結先	締結日
災害時ボランティア活動に関する協定	社会福祉法人久御山町社会福祉協議会	平成 27 年 9 月 15 日

6 協定等を活用した受援内容の整理

協定等を活用した受援を想定し、対応可能な業務を明確にして速やかに人員を配置できる体制を確保しておく必要があるため、各主体の廃棄物処理に係る知識、経験等に応じた受援内容について、表 2-14 のとおり整理する。

表 2-14 受援メニュー

区分	受援メニュー		受援主体	
			自治体	民間団体
知見に関する支援	総合調整	対応方針検討、各種業務調整	○	—
	設計・積算	発注に係る設計及び積算の補助		
	契約	契約事務の補助		
	書類作成	災害報告書等の作成の補助		
資機材に関する支援	収集運搬	生活ごみ等の収集運搬車両	○	○
	処分	中間処理に関する広域支援		

人員に関する支援	情報収集	被災自治体の対応状況に係る情報収集	○	—
	仮置場設置	仮置場における管理状況の監督		
	現地確認	避難所や仮置場の現地確認		
	窓口対応	窓口問合せ		
	広報	町民への広報（分別等）		

第3節 広報と情報発信

災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するためには、住民の理解が重要であることから、ごみの排出ルールや仮置場等の情報については、早期に分かりやすく発信する。

1 啓発・広報に関する留意事項

- 発災直後は、他の優先情報の阻害や情報過多による混乱を招かないよう考慮しつつ、情報の一元化に努め、必要な情報を発信する。
- 仮置場の設置及び運営体制が整備できるまでは、住民に対し廃棄物ではできるだけ自宅保管を依頼し、安易に公園や道路上などに排出しないように周知する。
- 危険物や有害物の漏洩などが判明した場合は、速やかに周辺地域住民や関係機関などに立入禁止区域などを周知する。
- 災害廃棄物は、被災家屋のがれき等のほか転倒した家財道具などから構成されており、建物の耐震化や家財道具の転倒防止対策が講じられていれば、排出量を抑制することが可能であることから、平時より住宅の耐震対策や防災意識、ごみの減量化や分別について啓発を行う。

2 啓発・広報する項目

- 災害廃棄物の収集方法（戸別収集の有無、仮置場への搬入、分別方法等）
- 排出場所、排出可能期間と時間、排出方法
- 危険物、有害廃棄物の取扱方法（家庭用ガスボンベ、リチウムイオン電池、スプレー缶等の危険物やアスベスト、PCB含有機器等）
- 便乗ごみの排出、不法投棄、野焼き等の禁止
- 生活ごみと災害廃棄物の排出区分の徹底
- 家電4品目の排出方法
- 仮置場の情報（場所、時間、搬入可能物、設置状況等）
- 災害ボランティアの支援窓口
- 災害廃棄物に関する問合せ先

3 啓発・広報の手段

住民への情報伝達に際しては、あらゆる媒体を活用し、高齢者、障害者、外国人等要配慮者へも確実に情報が伝わるよう、広報の方法や頻度、内容について留意する。

本町で活用する広報媒体

テレビ、ラジオ、防災行政無線、広報車、広報紙、ホームページ、チラシ、携帯電話（緊急速報メール）、ソーシャルネットワーク（SNS）、掲示板等

表 2-15 住民への情報発信方法と発信内容（例）

対応時期	発信方法	発信内容
平常時	<ul style="list-style-type: none"> ・町ホームページ ・広報くみやま ・チラシ〈家庭ごみの分け方・出し方〉 	<ul style="list-style-type: none"> ・地震や風水害等の防災対策に関する情報 ・災害発生時のごみの取扱いに関する情報 ・災害廃棄物の排出方法 ・ごみの分別マナーの徹底
初動期	<ul style="list-style-type: none"> ・町ホームページ ・防災行政無線 ・広報車 ・SNS 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害ごみ及びし尿の収集体制 ・仮設トイレの設置状況 ・有害廃棄物、危険物の取扱い ・問合せ先
応急対応期	<ul style="list-style-type: none"> ・町ホームページ ・防災行政無線 ・広報車 ・コミュニティ FM 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の分別、排出方法 ・仮置場の設置、運営情報 ・被災家屋の取扱い
復旧・復興期	<ul style="list-style-type: none"> ・町ホームページ ・広報くみやま ・公共施設、掲示板等への貼出し 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理の進捗状況、今後の見込み ・災害廃棄物処理実行計画 ・思い出の品等に関する手続き

第3章 災害廃棄物処理

第1節 処理体制の構築等

災害廃棄物の処理については、過去の大規模災害の事例を踏まえ、概ね3年以内に処理を完了させることを基本に処理目標期間を設定する。

発災後は、初動期から復旧・復興期まで切れ目のない対策が必要となるため、時期や処理の進捗状況に応じて、災害廃棄物の処理に関する業務を行う。

また、処理工程は施設の被害状況や稼働状況、処理見込み量、動員可能な人員、資機材等の確保状況を踏まえ、適宜見直すこととする。

表 3-1 発災後の時期区分と特徴

時期区分		時期区分の特徴	時間の目安
災害応急 対応期	初動期	人命救助が優先される時期（体制整備、被害状況の確認、必要資機材の確保等を行う）	発災後3日間
	応急対策期 （前半）	避難所生活が本格化する時期（主に優先的な処理が必要な災害廃棄物を処理する期間）	～3週間程度
	応急対策期 （後半）	人や物の流れが回復する時期（災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備を行う期間）	～3ヶ月程度
復旧・復興期		避難所生活が終了する時期（一般廃棄物処理の通常業務化が進み、災害廃棄物の本格的な処理の期間）	～3年程度

表 3-2 処理体制構築に必要な業務一覧

(1) 災害廃棄物処理体制の確保等	
初動期	発災後、災害廃棄物処理対応のための人員を確保する。また、早急に被害状況の把握を行う。
(2) 一般廃棄物処理施設の復旧等（城南衛生管理組合が実施）	
初動期～ 復旧・復興期	一般廃棄物処理施設の被害状況に応じて、施設の復旧等を行う。
(3) 仮置場の設置	
初動期～ 応急対策期	<p>ア 仮置場の設置</p> <p>道路啓開や救助捜索活動に伴い、撤去する必要がある損壊家屋等や被災住民が排出する災害廃棄物のうち、処理施設に搬入できないものを一時的に保管する場所として、早急に一次仮置場を設置する。</p> <p>なお、発災時に家電、自動車等が大量に災害廃棄物として発生し、その処理のための手続に時間を要する可能性があるため、これらを一時的に保管する場所も確保する。</p> <p>応急対策期には必要に応じ、関係者と調整、協議を行い、災害廃棄物の減容化、再資源化等を行うための二次仮置場を設置する。</p> <p>イ 生活環境の保全及び作業安全性の確保</p> <p>自然発火による火災予防のため、災害廃棄物を高く積み上げる場合、ガス抜き</p>

	<p>管を設置するとともに、住民の生活環境の保全と作業従事者の安全性の確保に努める。必要に応じて仮置場における大気（アスベストを含む。）、騒音・振動、土壌、水質等の環境モニタリングを実施する。</p>
復旧・復興期	<p>災害廃棄物処理の進捗状況や発生量見直し等を踏まえ、仮置場の追加設置や廃止等の検討を行う。</p> <p>仮置場における災害廃棄物処理の完了後、仮置場廃止に当たり、土壌分析等の必要な措置など関係法令を遵守した現状復旧を行う。</p>
(4) 収集運搬体制の構築等	
初動期～ 応急対策期	<p>平常時に検討した内容を基に、一般廃棄物処理施設や道路の被害状況、仮置場の位置等を踏まえ、収集運搬の方法・ルートや必要な資機材の確保等を含む収集運搬体制を確立する。</p>
復旧・復興期	<p>一般廃棄物処理施設や道路の復旧状況、仮置場設置状況等を踏まえ、収集運搬の方法、ルートなど収集運搬体制の見直しを行う。</p>
(5) 生活ごみ等の処理	
初動期～ 応急対策期	<p>廃棄物の腐敗に伴う悪臭・害虫の発生や、生活環境及び公衆衛生の悪化に伴う感染症の発生も懸念される場合、必要に応じて殺虫剤や消石灰、消臭剤、脱臭剤等の散布などの対応を実施する。</p>
復旧・復興期	<p>避難所閉鎖などの状況を踏まえ、生活ごみ等の処理体制を見直し、平常時の処理体制へ移行する。</p>
(6) 災害廃棄物処理に係る受援・支援	
初動期～ 応急対策期	<p>廃棄物処理業者の支援だけでは迅速かつ適正な処理が困難な場合は、速やかに受援体制を整え、府等に支援を要請する。</p>
復旧・復興期	<p>災害廃棄物処理の進捗状況や発生量の見直し等を行い、府へ定期的に報告する。</p>
(7) 住民等への情報提供	
初動期	<p>災害廃棄物の適正な処理に向けては、住民の協力が欠かせないことから、住民が廃棄物の排出者である一方、被災者でもあるという視点に留意し、丁寧で分かりやすい広報に努める。</p> <p><初動期の広報内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物の収集方法（戸別収集の有無、仮置場への搬入、分別方法等） ・ 排出場所、排出可能期間と時間、排出方法 ・ 家庭用ガスボンベ、リチウムイオン電池、スプレー缶等の危険物やアスベスト、PCB含有機器等の有害廃棄物の取扱方法 ・ 便乗ごみの排出、不法投棄、野焼き等の禁止 ・ 生活ごみと災害廃棄物の排出区分の徹底 ・ 家電4品目の排出方法 ・ 災害廃棄物に関する問合せ先 ・ 安全対策（防じんマスクの着用等）等
応急対策期	<p>発災後の状況に応じて、広報紙やウェブサイト、SNS等を活用して、分かりやすい広報に努める。</p> <p><応急対策期の広報内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ よくある質問と回答例 ・ 仮置場の設置状況や運営状況、搬入可能物 ・ 災害ボランティアの支援窓口 ・ 災害廃棄物の処理状況（進捗率の見える化）等

(8) 建築物等の撤去	
応急対策期～ 復旧・復興期	各種法令を遵守し、建築物の撤去を実施する。
(9) 災害廃棄物の適正な処理、処分	
応急対策期～ 復旧・復興期	各種法令を遵守し、廃棄物の処理を実施する。
(10) 仮置場の運営、管理	
応急対策期～ 復旧・復興期	<p>仮置場の災害廃棄物が混合状態となると、その後の分別した回収が困難になり、処理費用の増大や処理期間の長期化につながることから、発災直後から分別の徹底や便乗ごみの排出を防止するとともに、分別された廃棄物が再び混合状態にならないように適切に管理する。また、災害廃棄物の処理が滞ることがないよう次の事項を把握及び整理する。</p> <p><把握及び整理する事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の搬出入量（種類ごと）、搬出入台数 ・災害廃棄物の保管量、保管場所、保管面積 ・災害廃棄物の搬出入者、搬出入車両 <p><搬出入量の管理方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮置場への不法投棄防止のため、仮置場への搬入者や搬入車両を管理 ・正確な搬出入量把握のため、トラックスケールを設置して計量するとともに、保管量、保管場所、保管面積及び積み上げの高さについて図面で整理 ・（トラックスケールを設置していない初期段階） 災害廃棄物を計量し、搬出入量の管理。（災害廃棄物の体積及び比重から計測等）復旧・復興期には、次の点を踏まえた仮置場の適切な運営・管理の実施 ・運営に必要な資機材（重機、トラック等）・人員（管理者、作業人員、車両誘導員、夜間警備員等）等の確保 ・一次仮置場で被災現場から搬入されたものの保管や粗選別を行い、二次仮置場では一次仮置場から搬入した災害廃棄物の保管や処理（破碎・選別、焼却等） ・二次仮置場を設置する際は、仮設処理施設（仮設焼却炉、仮設破碎・選別機）の必要性、必要基数及び設置箇所を検討 ・仮設焼却炉の規模は、災害廃棄物の発生量、処理期間、既存施設の処理能力、被災地の状況等を考慮。設置決定後は、関係法令に基づく手続（環境影響評価、都市計画決定等）、工事発注作業、設置工事等を進め、適切な運営・管理の実施 ・火災の未然防止や余震等に備えた安全対策、関係法令を遵守した環境対策 ・持ち込まれる災害廃棄物の収集箇所、搬入者、搬入量を記録し、重量管理を行うとともに、災害時の便乗ごみ等による廃棄物の混入防止
(11) 事務委託の実施	
初動期～ 応急対策期	<p>多量の災害廃棄物が発生し、自らその処理を行うことが困難な場合については、地方自治法の規定に基づき、府に対し事務委託に係る協議を要請する。</p> <p>本町による処理が困難であると府が認めた場合、議決を経て、事務委託を実施する。</p>
(12) 災害廃棄物処理の進捗管理	
応急対策期～	処理状況や業務の達成状況、更には人材、資機材、仮置場や処理施設等の状況を

復旧・復興期	<p>把握し、進捗を管理する。その際、短期的な目標を設定し、逐次、その達成状況の把握及び検証を行いながら業務の改善を図り、必要に応じて、人材、資機材等を確保する。また、把握した情報は、府及び本町の災害廃棄物対策本部において共有する。</p> <p>応急対策期には、災害廃棄物処理実行計画に基づき、災害廃棄物処理及び業務の進行管理を行い、適宜、処理実績の公表、要処理量の算定等を行うとともに、必要に応じて、人材、資機材を確保する。</p> <p>復旧・復興期には、応急対策期に掲げた仮置場の運営や住民の生活環境の確保、作業安全性の確保、住民への広報、国庫補助金対応等を実施する。</p> <p>また、処理事業の完了時期を見据えながら、災害廃棄物処理の進捗管理等を行うとともに、処理事業の完了時期見込みを検討する場合は、仮置場の現状復旧に要する期間も考慮する。</p>
--------	--

第2節 生活ごみ（避難所ごみ）の収集、処理・処分

避難所ごみを含む生活ごみは、原則として平常時の体制により収集運搬及び処理を行うこととするが、本町並びに既存の業者で対応できない場合は、必要に応じて府や民間事業者等に支援を要請する。

生活ごみは、腐敗性のものが含まれる可能性があるため、発災後、できる限り早期に収集運搬、処理を開始することを目標とし、仮置場には搬入しないこととする。

なお、不燃ごみや資源ごみ等、衛生面に問題のない廃棄物については、処理体制が復旧するまで、家庭や避難所において可能な限り保管することとする。

表 3-3 生活ごみ（避難所ごみ）の処理優先順位

優先順位	ごみの種類	特徴
高  低	感染性廃棄物	緊急の医療行為に伴い発生する廃棄物。回収・処理方法については、関係機関と調整する。
	携帯・簡易トイレ（し尿）	衛生面から可能な限り密閉して管理し、優先的に回収する。
	可燃ごみ（生ごみ）	腐敗性廃棄物は害虫や悪臭の発生が懸念されるため、袋に入れて分別し、早急に回収する。
	可燃ごみ（その他）	袋に入れて分別保管し、回収する。
	不燃ごみ・資源ごみ	可能な限り家庭や避難所で保管する。

$$\text{避難所ごみの発生量} = \text{避難者数(人)} \times \text{発生原単位(g/人/日)}$$

・原単位は、収集実績（一般廃棄物処理事業実態調査 H30 年度）に基づき設定

表 3-4 避難所ごみの発生量推計

災害種別	避難者数 (人)	1人当たりの排出量 (g/人/日)	避難所ごみ排出量 (t/日)
有馬-高槻断層	7,050	783.5	5.5

第3節 し尿処理

災害発生時のし尿処理についても、公衆衛生の確保等の観点から、基本的に平常時の体制により対応することとする。

1 収集運搬処理

収集運搬の実施主体は、原則、城南衛生管理組合のし尿委託業者とし、不足する場合は同組合と調整し、収集運搬体制を確保する。

また、処理については城南衛生管理組合で行うものとするが、施設の被害状況等により搬入が困難な場合は、同組合と調整し、処理体制を確保する。

避難所におけるし尿処理需要量

$$= \text{避難者数(人)} \times \text{1人当たりのし尿排出量(L)} \times \text{し尿収集間隔日数(日)}$$

- ・1人当たりのし尿排出量 = 1.7L/日
- ・し尿収集間隔日数 = 3日

出典)「環境省巨大地震発生時における災害廃棄物対策検討委員会」(平成26年3月)

表 3-5 避難所におけるし尿処理需要量

災害種別	避難者数 (人)	1日当たりのし尿排出量 (L/日)	し尿処理需要量 (t/3日)
有馬-高槻断層	7,050	11,985	36

2 仮設トイレの設置・管理

発災後は、仮設トイレの必要な場所及び数量を把握した上で、速やかに保管している仮設トイレを設置する。不足する場合は、府や民間事業者等からの応援体制により必要基数を確保する。

また、仮設トイレを快適な状態で維持するため、清掃、消毒等に必要な備品、薬品の支給は町が対応することとし、避難所等の自治組織や管理者に対しては、こまめな清掃と適切な利用を心がけるよう指導する。

なお、下水道施設の復旧状況や仮設トイレの利用状況等に応じて、段階的に仮設トイレを縮小し、撤去していく。

仮設トイレの必要基数 = 避難者数(人) / 仮設トイレの設置目安

・「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」(平成 28 年 4 月、内閣府)では、災害発生当初は避難者約 50 人あたりに 1 基、避難が長期化する場合は約 20 人あたりに 1 基の確保を目安としている。本計画では過去の事例をもとに、多少の不足が想定される 100 人/基から混乱なく使用可能な 20 人/基を目安として仮設トイレ必要基数を算出する。

表 3-6 避難者数に対する仮設トイレの必要基数

災害種別	避難者数 (人)	使用人数をもとにした仮設トイレ必要基数 (基)		
		100 人/基	50 人/基	20 人/基
有馬-高槻断層	7,050	71	141	353

表 3-7 仮設トイレの保管状況

保管場所 (施設名称)	トイレの種類	保管数 (個)
久御山町役場	携帯トイレ	20,050
	簡易トイレ	2
御牧小学校	携帯トイレ	0
	簡易トイレ	2
佐山小学校	携帯トイレ	0
	簡易トイレ	2
東角小学校	携帯トイレ	0
	簡易トイレ	2
久御山高校	携帯トイレ	4,800
	簡易トイレ	2
久御山中学校	簡易トイレ	2

(令和 4 年 3 月現在)

第4節 災害廃棄物処理

1 災害廃棄物処理実行計画

災害廃棄物処理実行計画（以下、「実行計画」という。）とは、実際に発生した災害の被害状況に即し、災害廃棄物の処理体制や処理方法等について定める計画である。発災後は、災害廃棄物処理を計画的に進めるため、発生量や処理施設の被害状況等を踏まえた上で実行計画を策定することとし、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行う。

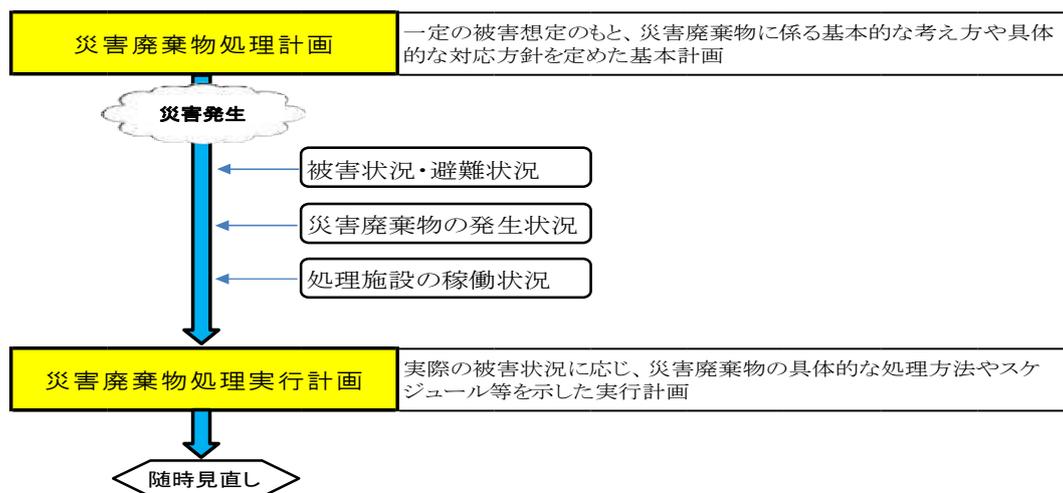


図 3-1 実行計画の策定

表 3-8 災害廃棄物処理実行計画の項目

1 概要と方針 (1) 計画の目的 (2) 計画の位置付け (3) 計画の期間 (4) 計画の見直し	本計画に基づき記載 対象災害で発生した災害廃棄物の処理が完了するまでの期間 災害廃棄物量や種類の精査を行い、処理状況や体制の変更があった場合には、随時見直しを実施
2 被災状況及び災害廃棄物の発生状況 (1) 地域内の被災状況 (2) 災害廃棄物の発生状況	策定時最新の災害廃棄物の発生量の推計結果
3 災害廃棄物処理の基本方針 (1) 基本的な考え方 (2) 処理期間 (3) 処理体制 (4) 処理フロー	①適正かつ円滑・迅速な処理 ②環境に配慮 ③安全性の確保 ④再資源化の推進による最終処分量の減量化 概ね3年を目処 庁内の組織体制以外にも、府や近隣市町、民間事業者等との連携も整理 種類別に処理フローで整理
4 災害廃棄物の処理方法 (1) 災害廃棄物の集積 (2) 災害廃棄物の選別 (3) 災害廃棄物の処理・処分	仮置場の設置、運営方法の整理 仮置場での分別区分とその手法の整理 廃棄物の種類別の処理・処分方法の概要整理

2 処理可能量

災害廃棄物の処理可能量は、推計した災害廃棄物量並びに廃棄物処理施設の処理能力、稼働状況及び被災状況を把握し試算する。

算出方法は災害廃棄物対策指針に示された方式とし、年間処理量（実績）に分担率を考慮して算出する。分担率は現状の稼働状況に対する負荷を考慮し、安全側となる低位シナリオ、災害廃棄物の処理を最大限に行う高位シナリオ、その中間となる中位シナリオの3段階のシナリオを設定する。

なお、発災時には城南衛生管理組合及び構成市町間で処理可能量の調整が必要となる場合がある。また、同組合が保有する廃棄物処理施設だけでは対応できないと判断される場合は、同組合と調整し、府や関係団体等に対して速やかに応援要請を行う。

(1) 焼却施設

処理可能量(t/2.7年) * = 年間処理量(実績) × 分担率				
* 大規模災害を想定し、3年間処理した場合の処理可能量について算出するが、事前調整等を考慮し、実稼働期間を2.7年とする。				
○試算シナリオ				
設定条件		低位シナリオ	中位シナリオ	高位シナリオ
稼働年数	稼働年数による施設の経年劣化の影響による処理能力の低下を想定し、稼働年数が長い施設を対象外とする	20年超の施設を除外	30年超の施設を除外	制約なし
処理能力(公称能力)	災害廃棄物処理の効率性を考え、ある一定規模以上の処理能力を有する施設のみを対象とする	100t/日未満の施設を除外	50t/日未満の施設を除外	30t/日未満の施設を除外
処理能力(公称能力)に対する余裕分の割合	ある程度以上の割合で処理能力に余裕のある施設のみを対象とする	20%未満の施設を除外	10%未満の施設を除外	制約なし
年間処理量の実績に対する分担率	通常時の一般廃棄物との混焼での受入れを想定し、年間処理量に対する分担率を設定	最大で5%	最大で10%	最大で20%

出典)「災害廃棄物対策指針 技術資料」(平成26年3月)

表3-9 焼却施設の災害廃棄物処理可能量(城南衛生管理組合)

施設名	処理能力(t/日)	年間処理量(t/年度)	久御山町(t/年度)	処理可能量(t/2.7年)		
				低位	中位	高位
クリーン21長谷山	240	85,850	5,947	803	1,606	3,211
クリーンパーク折居	115					

出典) 年間処理量・処理能力 = 「平成30年度一般廃棄物処理実態調査」(令和2年4月 環境省)

(2) 最終処分場

埋立処分可能量(t/2.7年) = 年間埋立処理量(実績) × 分担率			
○試算シナリオ			
設定条件	低位シナリオ	中位シナリオ	高位シナリオ
残余年数	10年未満の施設を除外		
年間埋立処分量の実績に対する分担率	最大で10%	最大で20%	最大で40%

出典)「災害廃棄物対策指針 技術資料」(平成26年3月)

表 3-10 最終処分場の災害廃棄物処理可能量 (城南衛生管理組合)

施設名	年間処理量 (t/年)	久御山町 (t/年)	処理可能量 (t / 2.7年)		
			低位	中位	高位
グリーンヒル三郷山	2,658	159	43	86	172

出典) 年間処理量 = 「平成30年度一般廃棄物処理実態調査」(令和2年4月 環境省)

【注釈】

災害時には通常発生する生活ごみを処理する必要があることや、処理施設の設備が災害により被害を受ける可能性があることから、現状の施設の稼働状況に対する負荷を考慮して3段階のシナリオを設定している。

- 低位シナリオ … 安全で確実に災害廃棄物の処理を行う
- 高位シナリオ … 最大限に災害廃棄物の処理を行う
- 中位シナリオ … 低位シナリオと高位シナリオの中間で災害廃棄物の処理を行う

3 収集運搬

発災直後は収集体制や住民の自助体制を上回る廃棄物の発生が想定されるため、平常時より収集運搬業務の委託業者だけでなく、地元の建設業協会や関係団体等との協力体制を確保するとともに、避難所、仮置場、交通渋滞等を考慮した効率的な収集運搬体制を検討しておく。

また、発災後は速やかに利用可能な収集運搬車両や重機の確認と車両の手配を行い、災害対策本部を通じて道路の被災状況を把握し、被害状況に応じて収集運搬体制を見直す。

収集運搬体制の整備についての検討事項を表 3-11 に示す。

表 3-11 収集運搬体制の整備についての検討事項

項目	検討事項
収集運搬車両の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画の中に緊急車両として位置付ける。
収集体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・本町の収集体制による収集を基本とする。その上で現況の収集運搬体制で対応できない場合を想定し、関係機関に支援を要請する等、応援体制を確保する。
収集方法	<ul style="list-style-type: none"> ・災害規模や処理施設の被災状況に応じて、仮置場への搬入や排出場所を指定しての収集等を検討する。 ・道路等の被災状況により収集運搬方法を決定する。 ・既存の施設で処理ができず、遠隔地の処理施設等で広域処理を実施する場合の収集運搬方法を検討する。
収集運搬ルート	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の生活環境への影響や交通渋滞の発生防止など総合的な観点から収集運搬ルートを決定する。 ・収集運搬ルートだけでなく、収集運搬時間についても検討する。
優先的に回収する災害廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・感染性廃棄物、腐敗性廃棄物、有害廃棄物、危険物を優先的に収集する。
必要資機材 (重機、収集運搬車両等)	<ul style="list-style-type: none"> ・フォークリフトやショベルローダー等の重機、災害廃棄物の収集運搬に適した平積みダンプ、圧縮、破砕可能なプレスパッカー車等の利用を検討する。 ・大規模災害時には車両の燃料が不足する場合があるため、燃料確保の方法を検討する。
住民やボランティアへの周知	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の分別方法や仮置場の情報などを住民、ボランティアに周知する。 ・生活ごみ等の収集日、分別方法について住民等に周知する。

4 災害廃棄物の処理方針

災害廃棄物の種類別に処理方針を整理する。

災害廃棄物を資源化することは、最終処分量を減少させ、その結果として最終処分場の延命化に繋がる。また、処理期間の短縮にも有効であることから、廃棄物の排出や損壊家屋等の撤去段階から分別を徹底するとともに、仮置場等における選別を実施する。

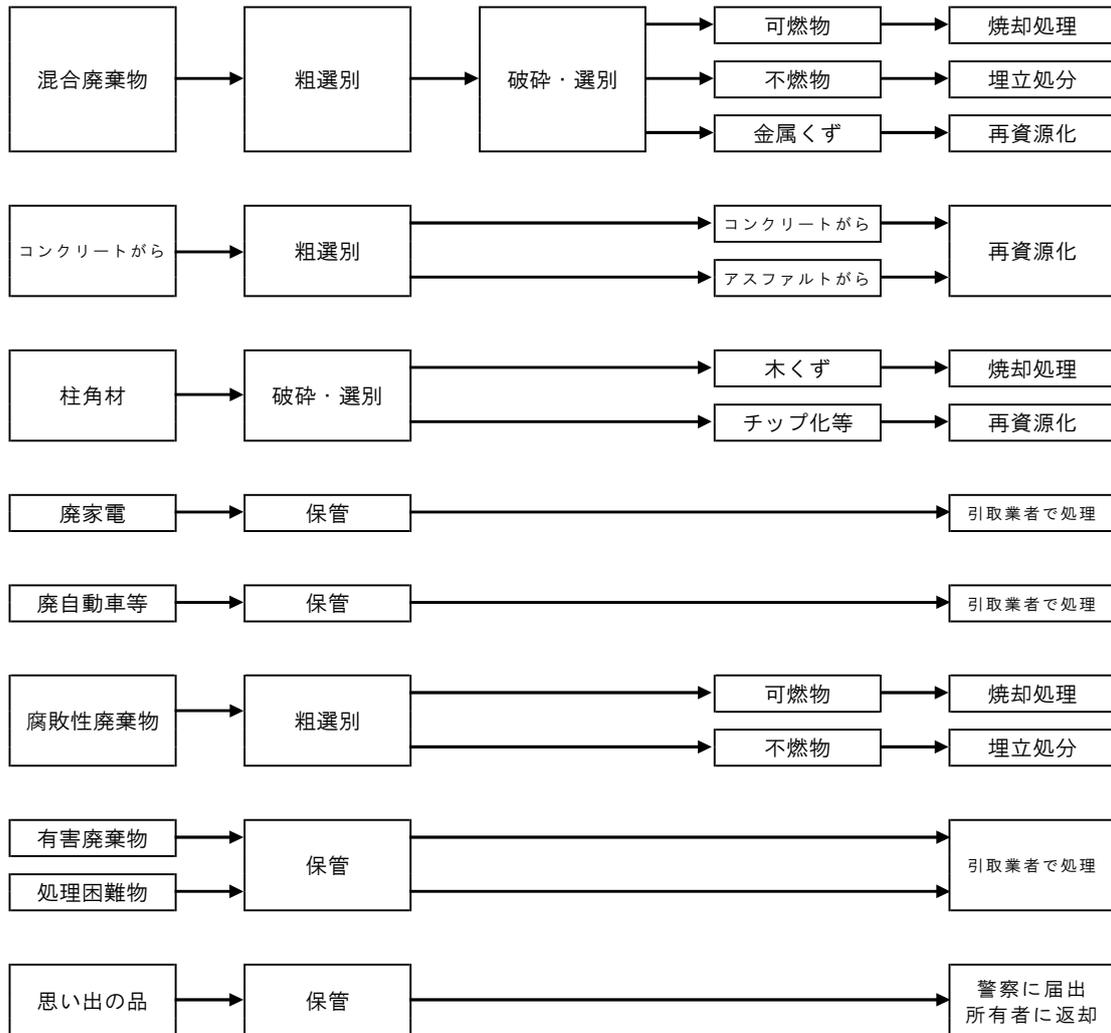


図 3-2 災害廃棄物の処理フロー

5 有害廃棄物・処理困難物等

有害廃棄物・処理困難物を災害がれきの解体・撤去作業時や仮置場での選別作業時に発見した場合は、原則として専門処理業者に引き渡すものとし、その場での引き渡しが困難な場合は、仮置場の指定する場所に一時保管することとする。

表 3-12 有害廃棄物・処理困難物等の処理方法

種類	処理方法
アスベスト	<ul style="list-style-type: none"> ・廃アスベスト等は仮置場に持ち込まない。 ・被災した建物の解体前には、アスベストの事前調査を行い、アスベストの使用が確認された場合は、解体がれき類にアスベストが混入しないように適切に除去を行い、廃アスベスト等またはアスベスト含有廃棄物として適正に処分する。 ・仮置場の災害がれき中にアスベストを含む恐れがあるものを発見した場合は、分析によって確認する。 ・建物の解体・撤去及び仮置場における破砕処理現場周辺作業では、アスベスト暴露防止のために専用のマスクやメガネ等を着用し、散水等を適宜行う。
廃 PCB 及び PCB 廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・PCB を使用・保管している建物の解体・撤去を行う場合や解体・撤去作業中に PCB 機器類を発見した場合は、他の廃棄物に混入しないよう分別し、指定場所にて保管後、専門処理業者に引き渡す。 ・仮置場の災害がれき中に PCB 機器類を発見した場合は、他の廃棄物に混入しないよう分別し、指定場所にて保管後、専門処理業者に引き渡す。 ・PCB 含有有無の判断がつかないトランス・コンデンサ等の機器は、PCB 廃棄物とみなして分別し、保管する。 ・管理者や保管場所が被災等により適切な保管・管理が困難と判断される場合は、町が一旦回収し適切な保管・管理体制が整うまで、もしくは処理が完了するまで保管・管理する。
腐敗性廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・水害時は、水没した便槽等からのし尿・浄化槽汚泥等水分を含んだ腐敗性の廃棄物が多く発生する傾向にあり、腐敗の進行が早く、衛生上の問題もあることから、優先的に焼却等の処理を行う。 ・焼却等が困難な場合、悪臭防止のため消石灰を散布した後に腐敗性廃棄物を置くことや、廃棄物の密閉容器やフレコンバッグによる保管を行う等、関連法令に留意して衛生環境を確保しながら処理を行う。
その他有害物及び危険物	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の解体前には、有害物質取り扱いについての確認を行う。 ・有害物質、化学物質等は、専門処理業者に引き渡す。 ・スプレー缶、カセットボンベ等の危険物や、プラスチック、塗料等数多くの製品に含まれる化学物質による事故が起きれば、深刻な環境汚染を引き起こし、人の健康や生態系に有害な影響をもたらすおそれがあることから、危険物の分別収集の周知徹底等に努める。

第4章 その他

第1節 環境対策、モニタリング

仮置場や廃棄物運搬ルート、建物の解体現場等における労働災害や周辺住民の生活環境への影響を防止するため、必要に応じて環境モニタリングを実施する。

モニタリングを行う環境項目やスケジュールについては、被災状況を踏まえて設定することとし、災害廃棄物処理の進捗に応じて見直しを行う。

災害廃棄物に係る一連の処理・処分に伴う、大気質、騒音・振動、水質、土壌、臭気に対する環境影響と対策例は表 4-1 に示す。

表 4-1 災害廃棄物の処理に係る主な環境影響と環境保全策

環境項目	環境影響	環境保全対策
大気質	<ul style="list-style-type: none"> ・解体、撤去作業に伴う粉じんの飛散 ・アスベスト含有建材等の解体に伴うアスベストの飛散 ・廃棄物運搬車両の走行に伴う排ガス及び粉じんの飛散 ・重機等の稼働に伴う排ガス及び粉じんの飛散 ・災害廃棄物の積み下ろしに伴う粉じんの飛散 ・保管廃棄物からの有害ガス、可燃性ガスの発生 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な散水の実施 ・アスベスト飛散対策の適切な実施 ・低公害車の使用 ・飛散防止ネットの設置 ・搬入路の鉄板敷設等による粉じんの発生抑制 ・搬入出車両のタイヤ洗浄の実施 ・仮置場の積み上げ高さの制限、有害、危険物分別による可燃性ガス発生や火災発生の抑制 ・フレコンバックに入れる
騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> ・解体、撤去等の作業時における重機等の使用に伴う騒音、振動 ・廃棄物等運搬車両の走行に伴う騒音、振動 ・仮置場での運搬車両の走行による騒音、振動 	<ul style="list-style-type: none"> ・低騒音、低振動型の重機等の使用 ・運転マナーの徹底、エコドライブの励行 ・防音壁、防音シートの設置
土壌	<ul style="list-style-type: none"> ・仮置場内の保管廃棄物からの有害物質等の漏出 	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄板・遮水シートの敷設 ・PCB等の有害廃棄物の分別保管
臭気	<ul style="list-style-type: none"> ・仮置場内の保管廃棄物及び廃棄物の処理に伴って発生する臭気 	<ul style="list-style-type: none"> ・腐敗性廃棄物の優先的処理 ・消臭剤や脱臭剤の散布、シートによる被覆等
水質	<ul style="list-style-type: none"> ・仮置場内の保管廃棄物に含まれる汚染物質の降雨等による公共水域への流出 ・降雨等に伴って仮置場内に堆積した粉じん等の濁りを含んだ水の公共水域への流出 	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄板・遮水シートの敷設 ・仮置場内で発生する排水、雨水の適切な処理

第2節 道路啓開

大規模災害が発生した場合、倒壊した建物等により道路交通が麻痺していることが想定される。道路交通の麻痺は人命救助や緊急物資の輸送だけでなく、災害廃棄物の搬出・運搬についても影響があるため、発災後は速やかに道路啓開を担当する部局と連携し、道路交通の支障となっているがれき類等の撤去と仮置場への搬送に努める。

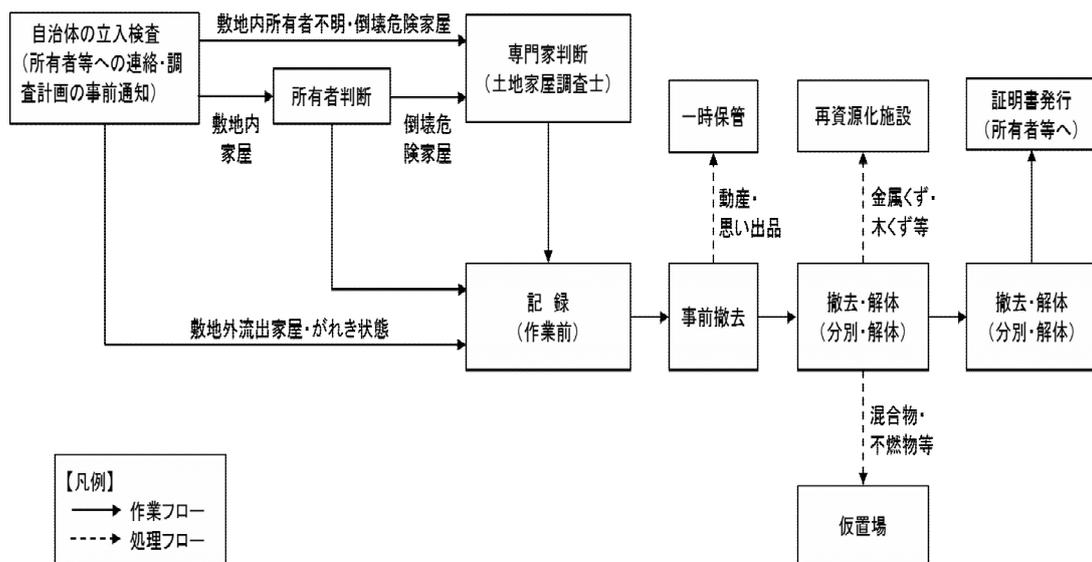
第3節 損壊家屋等の解体・撤去

損壊家屋等の解体・撤去は、本来、私有財産の処分であり、原則として所有者が実施するものとするが、ライフラインの早期復旧、損壊家屋等の倒壊による二次災害防止の観点及び被災者の負担軽減を図るため、特例措置（公費解体）を講じる場合がある。

解体・撤去にあたっては、発災後の時期区分に応じて、優先順位的に損壊家屋等の解体・撤去を行う。なお、解体・撤去作業については、環境対策や分別等に十分留意して実施する。

表 4-2 優先すべき解体・撤去（例）

時期区分	優先的に解体・撤去を行うべき損壊家屋等
初動期	人命救助のために必要なもの、通行上支障のあるもの等
応急対策期	倒壊の危険性があるもの等
復旧・復興期	その他解体・撤去が必要なもの



出典)「災害廃棄物対策指針 資料編」(平成 26 年 3 月 環境省)

図 4-1 作業フロー及び廃棄物処理フロー

表 4-3 損壊家屋等の解体・撤去に係る検討すべき事項

項目	検討事項
対象案件の選定	①公費解体の対象はどういうものか（環境省の基準を確認） ②具体的な対象事例または除外する事例の絞り込み （例：敷地の地割のみで建物被害のないものは除外） ③基礎や一体的に解体されるブロック塀等、対象となる工作物の絞り込み ④敷地境界、解体物の特定
ルール作り	①公費解体のための規則または要綱、書類様式の制定 ②申請受付期間の設定 ③公費解体後の登記の扱い等
受付体制	①職員による直営受付、アルバイト、人材派遣等の方針決定 ②受付期間に応じた受付場所の確保 ③申請受理後の書類審査、現地調査体制の決定 ④住民向け広報の手法と時期、内容の検討 （家財の扱い、電気・ガス・水道の本人による事前手続等も含む） ⑤家屋解体事業者と申請者、本町の3者現地打合せの方法 ⑥解体前に申請者のすべき事項の策定 ⑦解体後に発生する廃棄物の受入・処分体制の確認
賃貸物件や集合住宅の公費解体	①所有者と入居者が異なる場合の必要書類（同意書） ②入居者の退去予定時期の明確化 ③退去（見込）者の住居相談対応

出典）「市町村向け災害廃棄物処理行政事務の手引き」（平成 29 年 3 月 環境省東北地方環境事務所）

第 4 節 国庫補助金

災害（暴風、豪雨、洪水、地震、その他異常な天然現象により生ずる災害）により発生した災害廃棄物に対し、本町が生活環境の保全上特に必要と判断し実施する災害廃棄物の収集、運搬、処分等に係る費用について、補助金による財政的支援を活用することとする。

補助金の対象事業は以下に示す。

- ・災害のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分
- ・災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分
- ・仮設便所、集団避難所等から排出されたし尿の収集、運搬及び処分
（災害救助法に基づく避難所の開設期間に限る）

表 4-4 補助金の申請事務を円滑に進めるための実施記録内容（例）

項目	記録内容
収集・運搬	<ul style="list-style-type: none"> 被災地からの搬出量（搬出先、品目別） 仮置場毎の搬入量（品目別） 仮置場毎の搬出量（搬出先、品目別） 収集及び運搬に要した車両台数及び燃料量 収集及び運搬に係る作業日報（写真含む） 民間事業者との契約関係書類
仮置場	<ul style="list-style-type: none"> 開設前及び原状復旧後の各仮置場の写真 各仮置場の図面及び写真 各仮置場での1日当たりの搬入出量 各仮置場の作業日報（写真含む） 民間事業者との契約関係書類 便乗ごみ、不法投棄等の監視体制
処理・処分	<ul style="list-style-type: none"> 各処理施設への搬入量（搬入元、品目別） 各処理施設での処理量（処理方法、品目別） 各処理施設からの搬出量（搬出先、品目別） 各処理施設での作業日報 民間事業者との契約関係書類

第5節 仮設処理施設

城南衛生管理組合が保有している処理施設の能力だけでは処理が不可能な場合や能力が不足する場合には、同組合と調整し、府や関係団体等に応援を要請することとするが、それでも対応が不可能と判断される場合には、仮置場などに仮設の処理施設を設置し、処理能力の不足分を補完することも検討する。

第6節 思い出の品等

災害廃棄物を撤去する場合は、貴重品や思い出の品等を取扱うことを前提として、取扱いルールを定める。

所有者が不明な貴重品（株券、金券、商品券、貴金属等）は、速やかに警察に届けるとともに、所有者等の個人にとって価値があると認められる思い出の品については、本町で保管し、可能な限り所有者に引渡すこととする。

なお、一定期間を経過した場合については、本町の判断で処分することとするが、処分する前には、広報紙や町ホームページ等で十分に周知した上で実施することとする。

表 4-5 思い出の品等の取扱いルール（例）

定義	アルバム、写真、位牌、賞状、手帳、金庫、貴重品（財布、通帳、印鑑、貴金属）等
持ち主の確認方法	町で保管・閲覧し、申告により確認する
回収方法	災害廃棄物の撤去現場や損壊家屋等の撤去現場で発見された場合は、その都度回収する。また、住民やボランティアの持込みにより回収する
保管方法	泥や土が付着している場合は、洗浄・乾燥して保管する
運営方法	地元雇用やボランティアの協力等
返却方法	基本は面会引渡しとするが、本人確認ができる場合は郵送引渡しも可とする

出典)「災害廃棄物対策指針」(平成 30 年 3 月改定、環境省)

第 7 節 研修・訓練等

災害時に本計画が有効に活用され、災害廃棄物の円滑な処理が進められるよう、平常時から町職員・関係者等に周知するとともに、京都府等が開催する研修への町職員の積極的参加により、災害廃棄物処理の核となる人材育成に努める。また、防災関係機関等が実施する防災訓練に協力し、災害廃棄物処理に対する対応力の強化を図る。

久御山町災害廃棄物処理計画
令和4年（2022年）3月

発行 久御山町民生部住民課